

大日本帝國憲法略解

永松木長校
伊藤祐紀略解

附議院法
衆議院法
會計法
貴族院令

京都
共盛社發兌

031692-000-8

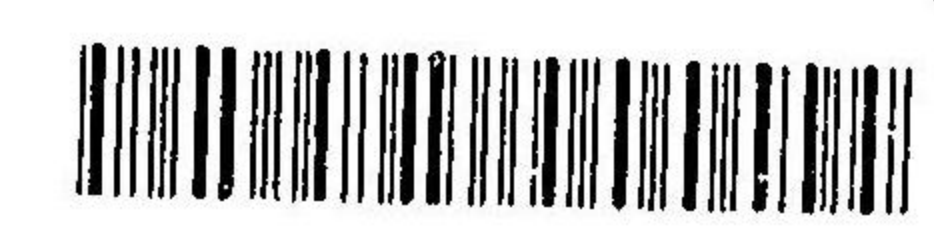
特29-274

大日本帝國憲法略解

伊藤 祐紀 / 著

M22

BBE-0319



永松木長校閱
伊藤祐紀略解

大日本帝國憲法略解

附議院法·衆議院法·會計法·貴族院令

京都

共盛社發兌

特 29

274

WD/6527/22

大日本帝國憲法略解

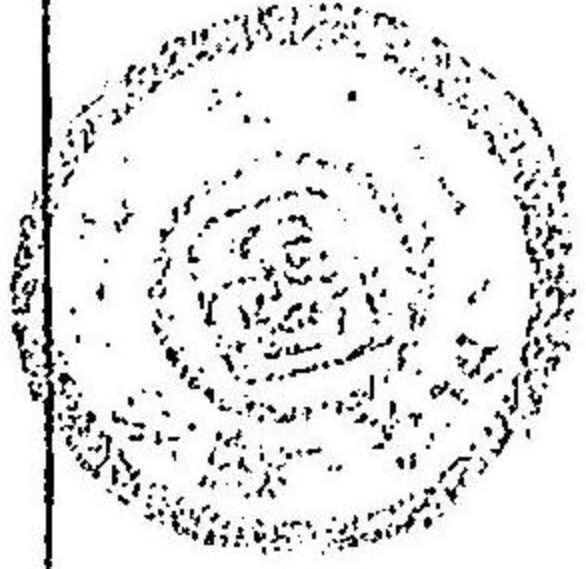
永松木長校閱

伊藤祐紀略解

附議院法
眾議院法
會計法
貴族院令

京都

共盛社發兌



皇祖ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ

進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ

進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

告 文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ

宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持

シテ敢テ失墜スルコト無シ顧ミルニ世局ノ

進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ

昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外
ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシ
メ益國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福
ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス
惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹
述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト
俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ
皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇
朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ
臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサ
ムコトヲ誓フ庶幾クハ
神靈此レヲ鑒ミタマヘ

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ
欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現
在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣
布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力
輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂
レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ
臣民ノ忠實勇武ニノ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ

此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕
我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫
ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ
獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮
ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナ
ラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ
堪フルコトヲ疑ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ
朕カ親愛スル處ノ臣民ハ則チ朕カ祖宗ノ惠
撫慈養シ給シ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其康福ヲ
増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムコトヲ
願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運
ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十
二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ
率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ
子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラ
シム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之
ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來
此憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フ事ヲ愆ラザル
ベシ
朕ハ我カ臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ貴重シ
及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於
テ其ノ享有ヲ完全ナラシムベキコトヲ宣言
ス
帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ
議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナ

ラシムルノ期トスベシ
將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必
要ナル時宜ヲ見ルニ至ラバ朕及朕カ繼統ノ
子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會
ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決
スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ
試ミルコトヲ得サルヘシ
朕カ在延ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行
スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民
ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フ

ヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

內閣總理大臣伯爵黑田清隆
樞密院議長伯爵伊藤博文
外務大臣伯爵大隈重信
海軍大臣伯爵西鄉從道
農商務大臣伯爵井上馨

司法大臣伯爵山田顯義
大藏大臣兼伯爵松方正義
陸軍大臣伯爵大山巖
文部大臣子爵森有禮
遞信大臣子爵榎本武揚

緒言

吾帝國憲法は萬古未曾有の大典にして天壤を共に窮り無と富岳を
共々卓立する大日本帝國法律の基礎と云ふへ一忝とも我叡聖文武
なる 天皇陛下は上天祖神宗の洪範を紹述し下吾々人民の慶福を
増進しその懿德良能を發達せしめ與に俱々國家の基礎を鞏固し
民生の安寧を保持せしめむとの叡慮を依り此大憲を欽定し以て吾
々人民に宣布し給へり吾人幸ふ此盛時に遭遇し此大憲に依りて吾
人の祖先の未だ曾て得る能はざりし權利自由を拜受するを得豈に
非舞欣躍せざらんや今より後吾人は立憲國の人民となり東洋諸州
を率先し文明諸國と對等して自由に運動を爲し代議政体たるの實

司法大臣伯爵山田顯義
大藏大臣兼伯爵松方正義
内務大臣
陸軍大臣伯爵大山巖
文部大臣子爵森有禮
遞信大臣子爵榎本武揚

緒言

吾帝國憲法は萬古未曾有の大典にして天壤を俱に窮り無と富岳を
共々卓立する大日本帝國法律の基礎と云ふへ一忝とも我叡聖文武
なる 天皇陛下は上天祖神宗の洪範を紹述し下吾々人民の慶福を
増進しその懿徳良能を發達せしめ與に俱々國家の基礎を鞏固し
民生の安寧を保持せしめむとの叡慮を依り此大憲を欽定し以て吾
々人民に宣布し給へり吾人幸々此盛時に遭遇し此大憲に依りて吾
人が祖先の未だ曾て得る能はさしりし權利自由を拜受するを得豈に
抃舞欣躍せざらんや今より後吾人は立憲國の人民となり東洋諸州
を率先し文明諸國と對等して自由に運動を爲し代議政体たるの實

を顯はし以て立憲國民たるの本分を盡さんことを勉めざる可らず
而してその本は則ち先づ此憲法を講究し法意を會得するにあり然
るに此憲法たるや其文辭の簡短なれども其旨意は幽遠なり其條章
の約少なれども其關係は汎博なり一瞥讀過豈に容易に其旨意を會
得し其關係に通曉するを得んや知んや國土の廣き人民の衆き或は
其字句の解讀に困むもの尠なからざるべし若し果して然らんや
爲めよ貴重の權利を自棄し重大の義務を誤り遂に立憲國民たるよ
愧つるあらんことを恐る是れ今日に當り此憲法解釋の必要なる所
以なり由て余謝劣を顧みず此書を著し敢て高尚の解釋に涉らず平
易簡明を旨とし逐條解釋を加へ傍訓を施し何人と雖も一讀法意を

會得し易からしめ且つ參考の爲め現行の法律規則を引証し以て廣
く世人に便ならしめんと庶とば亦と夫の衆庶と福祉を共にし給
ふの叡旨に應へ奉り立憲國民たるの本分を盡すの一助とるよ幾か
らん歟

明治二十二年二月 日

著 者 識

大日本帝國憲法畧解目次

大日本帝國憲法畧解緒言

大日本帝國憲法

第一章	天皇	二
第二章	臣民權利義務	十七
第三章	帝國議會	廿六
第四章	國務大臣及樞密顧問	四十三
第五章	司法	四十五
第六章	會計	五十
第七章	補則	五十九

議院法

二

第一章	帝國議會の召集成立及開會	六十六丁
第二章	議長書記官及經費	六十七丁
第三章	議長副議長及議員歳費	六十八丁
第四章	委員	六十九丁
第五章	會議	七十丁
第六章	停會開會	七十二丁
第七章	秘密會議	七十三丁
第八章	豫算案の議定	全丁
第九章	國務大臣及政府委員	七十四丁
第十章	質問	七十五丁

第十一章	上奏及建議	七十五丁
第十二章	兩議院關係	七十六丁
第十三章	請願	七十八丁
第十四章	議院と人民及官廳地方議會との關係	八十丁
第十五章	退職及議員資格の異議	全丁
第十六章	請假辭職及補闕	八十一丁
第十七章	紀律及警察	八十二丁
第十八章	懲罰	八十四丁

衆議院議員撰舉法

第一章	選舉區畫	八十七丁
第二章	選舉人の資格	八十八丁

三

第三章	被選人の資格	全	丁
第四章	選挙人及被選人に通する規定	九十	丁
第五章	選挙人名簿	九十一	丁
第六章	選挙の期日及投票所	九十五	丁
第七章	投票	九十六	丁
第八章	選挙會	九十八	丁
第九章	當選人	百一	丁
第十章	議員の任期及補闕選挙	百三	丁
第十一章	投票所取締	全	丁
第十二章	當選訴訟	百五	丁
第十三章	罰則	百七	丁
第十四章	補則	百十一	丁

四

附 衆議院議員選挙區畫

百十三丁

會計法

第一章	總則	百卅八	丁
第二章	豫算	全	丁
第三章	收入	百四十	丁
第四章	支出	全	丁
第五章	決算	百四十二	丁
第六章	期滿免除	百四十三	丁
第七章	歳計剩餘定額繰越豫算外收入及定額戻入	百四十四	丁
第八章	政府の工事及物件の賣買貸借	百四十五	丁
第九章	出納官吏	百四十七	丁

五

第十章 雜則
第十一章 附則

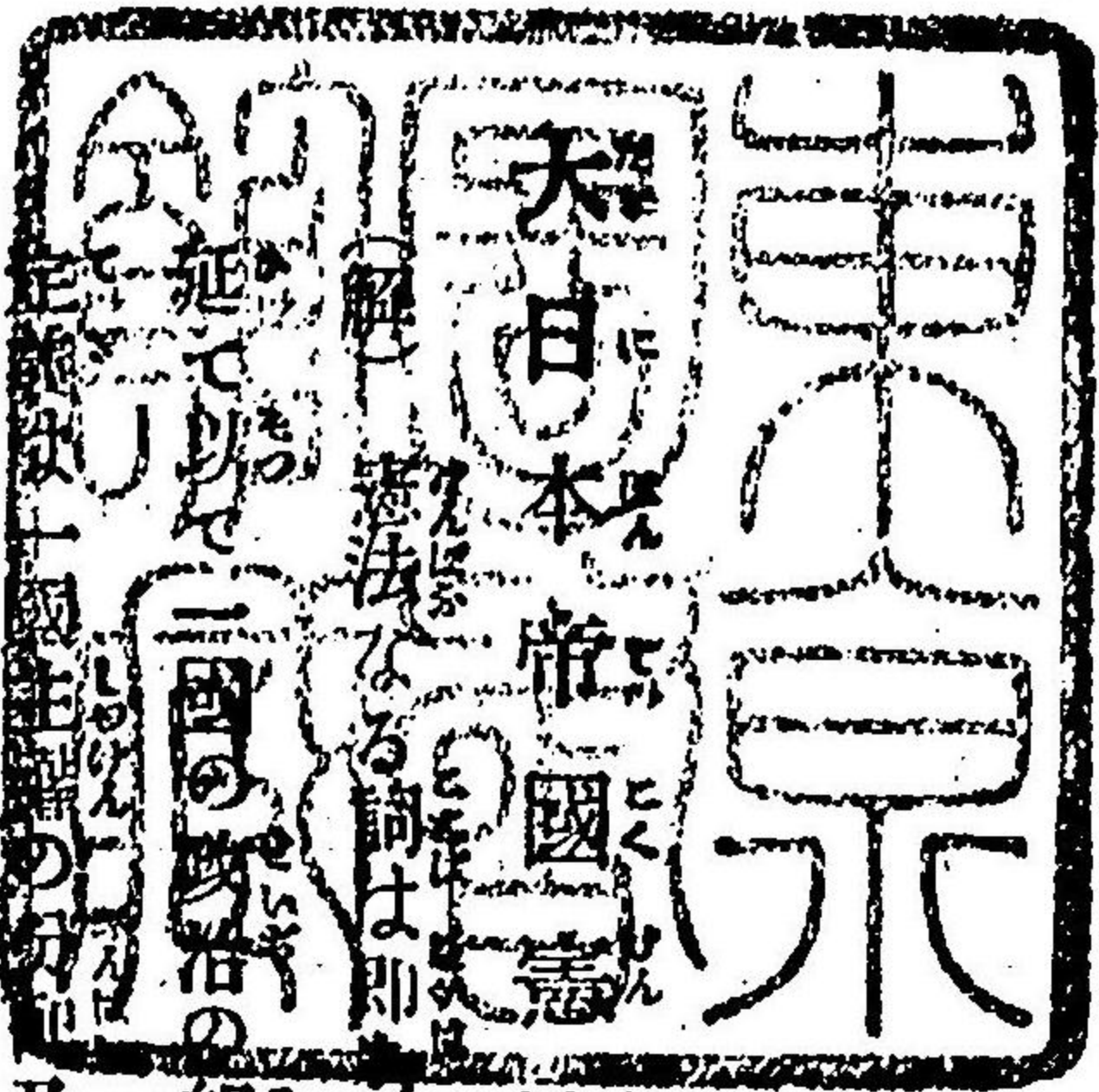
百四十八丁
全丁

貴族院令

大日本帝國憲法略解

永松木長校閱

伊藤祐紀著述



法總論

憲法なる詞は即ち歐語にて「コンスタナクション」と云ひ本と組織の意義として
延て以て二國の政治の組織を指示ものにて英國有名の政論家マイセル氏曰く憲法の
定義は「一國主權の分配及び直接又は間接に其施用を支配する所の規則なり」と此定義
によりて考ふれば憲法の意義には二大要義を包含し居れり則ち一國主權の分配とは
國家の政治機關の綱領其各部分の性質効用及び其相互の關係を規定するを云其施用
を支配するとは主権者が被治者に對する權限を規定するを云ふ
今般發布せられたる我帝國の憲法は欽定憲法なり蓋し欽定とは天子親ら定め玉ふ所

ふなり而して此憲法の六章七十大條を以て成り第一章は十七條を以て成り立ち天皇の御身の上に係るとを規定し第二章の十五條を以て成り立ち臣民の權利義務を規定し第三章は二十二條を以て成り立ち帝國議會の組織權限を規定し第四章は二條を以て成り立ち國務大臣樞密顧問官の責任を規定し第五章は五條より成り立ち司法權を規定し第六章は十一條を以て成り立ち會計のとを規定す其他は補則にして四條を以て成り立ち憲法の變更及び憲法を被せらるゝに際し法律規則の相矛盾するものは無効となり抵触する所なき限りは現行の法規を存して從來の儘効力ありしことの事を規定せるものなり是より以下各章毎にこの條を逐ふて解釋せむとす

第一章 天皇

(解) 本章の天皇陛下が御一人にて握らせ玉ふところの政權及び兵權に係る箇條その他總て天皇陛下の御身上の事を規定し給ひたるものなり

第一條 大日本帝國の萬世一系の天皇之を統治す

(解) 抑も我國體は世界萬國よまたと比類なく上古天照大御神の御胤なる神武天皇の此日本國を臨み玉ひしより百二十一代を経て今上天皇に至る迄連綿として帝位を繼せられ尚行末萬世の久しきに涉りて子々孫々此一筋の系統を承て天皇の位に即き玉ふべき筈なれば即ち永久にかけて大日本帝國は萬世一系の天皇全國を統治し英諸の「ガバーン」即ち支配するの義にあらざ「レイン」即ち御世を御し召すを云ふし玉ふべき旨を明らかに定められたるなり

第二條 皇位の皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す

(解) 此條は天皇の御相續の事を規定せられしものにて天皇の御位を繼せらるゝは御男子たる方に限り是迄歴代の天皇中には持統天皇孝謙天皇の如き女帝在しなれども此の後はるの事無ととなれり是れ其異なるどころなり尤も現今歐羅巴各國中に帝王世襲の法に於て男を先にし女を後にするは概ね皆同一にして普魯西白耳義伊太利は我日本と同く男子の方に限り帝位を繼るゝなり(英國の如きは女皇子の位に

即くどあり現に今の王^{ウエリサヘス}は女帝なり而してその相續の順序は先づ御位を皇長子に傳へられ若し皇長子御在まされぬ時は皇孫に傳へ皇長子及ひその御子孫皆な御在まされるときは皇次子及ひその子孫と斯く次第に御傳へさせられ玉ふならん尙委しくは皇室典範に定むる所なれともこれを公けにせられざるを以て茲に擧ぐるを得

第三條 天皇は神聖にして侵すべからず

(解) 我國の天皇は聖子神孫の万代相繼て御位に即玉となれば玉体も亦た自ら神聖にましく給へば何人たりといへとも加ふるに不敬を以てすべからず政治の上についても大臣その責に任ぜべきものにして天皇自ら其責に當らせ玉ふものにわらず又た臣民よりこれを咎むべき譯なく實際 天皇は總て大臣又は國會の賛助に依て法を立て政を行ひ玉ふ次第なれば 天皇は過失のあるべき御身にわらず又た常事に於て假令如何様の御過失ありとも法を以て問ひ奉るを得ず即ち 天皇は一國主權者に

して至尊至聖の御身なれば敢て侵べからず、法律の責なく政務の責あし、そのことを明らかにせられたるものと知るべし

第四條 天皇は國の元首にして統治權を總攬し此憲法の條規に依り之を行ふ

(解) 本條は 天皇陛下が國を治玉ふに就ての大權を實際に行はる、區域を定られたるものにして即ち天皇は人の身体に譬は猶ほ元首とも謂ふべき全國の主長にましく統治權即ち立法行法司法の三大權を一切纏めて有し給ひ以て日本全國を統治めさせらる、なれどもその仕方は決して隨意氣儘になさらざ總て此憲法に定めたる條規に依りて行ふと誓はせ給ひしなご實に此條は最も重要な條として立憲政體の根本を規定せるものなり若し此の條なくんば他に何程の條章あるも獨裁の君主獨裁の政體たる實を失ふとあらざるべし

第五條 天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ

(解) 本條は國を治る爲法を立る事に就て其手續を定められたるものにして凡そ法律を立て設んとする時は必そ帝國議會(即ち吾人の耳に聞慣たる國會の)に付してその協議賛成を経たる上にて法律を立る權を行ふと定め玉へるなり即ち第三十七條に「凡て法律ハ帝國議會の協賛を経るを要す」とあるは正に此條と相表裏して法律を制定するの大權は元と天皇に存すといへども亦深く一國人民の意思を重せられ萬機公論に決するの御誓言を履せられ萬機の政務を裁決處理するの標準たる法律ハ必ず國民の所存を問はせられて而して後に之を制定し玉ふととなされ國會をして法律議定の聯分に當らしむるとはなされたるなり

第六條 天皇は法律を裁可し其の公布及執行を命す

(解) 此條は前條及び第三十七條にある如く帝國議會の協議賛成したる諸法律に就て天皇其當否を裁定するの正當と御認めなるものを許可され之を國中に公布する事と相當の官吏に之が執行を命令するの權ある事を明にせしものにて彼は歐羅巴の各君主

國に於ても帝王は國會の議決に對して之を決定し又は決定せざるの權あり又たその行政權を以て法律を全國に公布し臣下人民をして之を遵奉せしむるの權ありとする所に據るものならん又た裁可すどある裏面より見れば裁可せざる權即不認可權ありも知るべきなり左れども不認可は例外にして之を裁可するを原則とするの旨趣なるへし

第七條 天皇は帝國議會を召集し其の開會閉會停會及衆議院の解散を命す

(解) 天皇は貴族院及衆議院の議員を召集何時何日より帝國議會を開き何月何日に會議を開るとの事を命じまた若國會の議事が權限外に巨り公益に反するの決議を爲し又は公守を妨害し法律に違へる等の事ある場合に中途にして會議を停め又ハ衆議員即ち人民よ選舉たる議員を以て組立る議院の會議を差止め其議員の職を解くの權を持ち玉ふとを以らかにせられたるなり

解散の時更らに議員を撰むことは第四十五條にあり参看すべし

第八條 天皇は公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる爲め緊急の必要より帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發す此の勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すべし若し議會が承諾せざる時は政府は將來に向て其の効力を失ふ事を公布すべし
(解) 此條は天災事變等の如き已を得ざる場合に於て第五條第三十七條等の手續に依る能すして法を設る事を云しものにて人民一般の上に掛り打捨置ば安全を保ち難き事柄の生じたるを取除き又は不慮の災厄を避るため免しも猶豫し難き實に非常の場合(例へば戰亂俄に興りたる時の如き饑饉疫癘水火震災に遭ひたる時の如き)に當て法律を設けんとするも最早や帝國議會閉ぢたる後なれば致し方なく時機の處分に帝國議會の協賛を経て成立したる法律に代るべき勅令を出して人民に之を守らしめんとする事を定められしなり然るに此勅令は法律と同じき正當の順序を履まざるも

のなほ次の國會々期にこれを帝國議會に提出して其賛成を求むものとす若し議會に於て此勅令を承認せざるときは政府に於ては此勅令を取消し此後に向てその効力なきことを公布すべし併し此取消は既往にまで溯りて其勅令に因て生したる効果を容ふするものにあらす只將來の効力を失ふものとす

第九條 天皇は法律を執行する爲め又公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲に必要なる命令を發し又發せしむ但命令を以て法律を變更する事を得ず

(解) 本條は法律を實際に執行行ふ爲めと人民相互の安寧ととの秩序とを壞らざる様に保つと人民の幸福を増進する爲めに是非入用なる命令を天皇陛下が親かく國中に降さるまたは官吏をして之れを出さしめらるゝ事を示し尙又此の命令の爲め若し大体の法律を動かして變更する如き事ありては不都合也但書を置きてその旨を明かにせられたるなり

茲に注意すべきは本條にある命令と前條にある勅令との區別にして其名相似たりと雖も其實相異なり則ち前條の勅令は臨時に處するの權道にして本條の命令は平時に處するの常道たり前條の勅令は立法的なり本條の命令は行法的なり前條の勅令は法律と同様の効力を有し本條の命令は法律を變更する能す之と抵觸と能ざるものなり

第十條 天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免す但し此の憲法又は他の法律に特例を掲げざるものは各々其條項に依る

(解) 天皇は國の主權者にして政を施し玉ふの特權を持てるの御見込通り小諸省地方官等の役目を定め文武官の年俸月給を夫々取極め又相當の人を文官武官に任じ或ひは免職することを明にせられたるなり但し此の憲法にある(例へは第五章に掲げたる裁判所の設方職分裁判官の任免及び裁判の仕方如き)もの又其他の法律に別段定めあるの設ひ天皇の特權と雖も犯すことはなしとの旨を確められたり

明治十九年七月十二日勅令第五十四號地方官官制參看

第十一條 天皇は陸海軍を統帥す

(解) 本條は天皇の兵馬の大權を親ら御握らせ玉ふ事を定められたるものにして陸軍海軍の事は一切統べ帥ひさせられ全体の指揮號令を出すことを臣下に委ねられざるものとせられしなり

第十二條 天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定め

(解) 本條は兵隊の組立方及ひその兵隊の員數を定める事は皆か天皇陛下の特權なることを示されたるものにて即ち陸軍海軍を設けて歩兵騎兵砲兵工兵輜重兵水兵等の種類を以て師旅團艦隊杯の組立を定める事及び平常に備置く常備軍なる兵隊の員數何人とも云ふ類を定むる事の獨り天皇の親らなし玉ふ所にして帝國議會にて隊を容るゝところにあらず是れ此の兵制は國を護り人民の安寧を保つに於て最も必要なるものなれば總令ひ多數の兵隊を置き莫大なる費用を要するも人民はこれを負擔せざるへか

らざるは勿論なり併し其費用は帝國議會に於て議定するなり

第十三條 天皇の戦を宣し和を講し及一般の條約を締結す

(解) 天皇は外國と戦を爲さざるを得ぬ場合に於て其の國と戦争を爲すとの事を世に布告し又は已に戦争を開きたる其の國と和睦を結ひ又の通商貿易の條約を始め例ば万国聯合郵便の條約を結ぶの權を握り玉ふ事を云へるにて是等は皆帝國議會の會議を経ずして直ちに其事を執行はる、ものなり全体右等の事は人民に取つても大事なれ、國會に議せしむべしもの、如くなれども是には甚だ機會のあるものにて若し國會に任せは取取りて急の間に合はざる憂あるが故獨り君主の意見にて之を決せらるゝととなれるなり

第十四條 天皇の戒嚴を宣告す

戒嚴の要件及効力の法律を以て之を定む

(解) 本條の戦争のある時またの事變の起るとき全國若くは一地方の警戒を爲すこと

を定めしものにして戒嚴令を實地に施行する旨を宣告せせらるゝことなり此の條は第三十一條と對照して看るへし此の憲法に於て定めある吾人の權利も行ふを得ざる非常の場合あり而してその主要なる廉々及び之を人民に遵守らしむる力らは法律にて定むること、せられしかり現行の戒嚴令は明治十五年八月第三十六號布告にて定めあり今その主要なる條を左に掲ぐ

(戒嚴令)第十四條戒嚴地境内に於ては司令官左に記列の諸件を執行する權を有す但其執行より生ずる損害の要償することを得ず

第一集會若くは新聞紙雜誌廣告等の時勢に妨害ありと認むる者を停止する事

第二軍需に供すべき民有の諸物品を調査し又は時機に依り其輸出を禁止する事

第三銃砲彈藥兵器火具其他危險に該る諸物品を所有する時は之を檢査し時機に依り

押收する事

第四郵便電報を開緘し出入の船舶及び諸物品を檢査し並に陸海通路を停止する事

第五戰狀に依り止むを得ざる場合に於ては人民の動産不動産を破壊燬燒する事

第六合圍地境內に於ては晝夜の別なく人民の家屋建造物船舶中に立入り檢察する事

第七合圍地境內に寄宿する者あるときハ時機に依り其地を退去せしむる事

(全) 第十五條戒嚴令ハ平定の後と雖とも解止の布告若くは宣告を受るの日までは

其効力を有する者トす

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其の他の榮典を授與す

(解) 爵とは格式にして公侯伯子男の五段あり位は正一位より正八位まで十五階あり天皇はこれを勳勞ある官吏に授けまた勳功あるものに勳章を賜ひ及ひろの他人民の篤志善行等を褒めて紅綬褒章とか銀盃とか又は賞狀とか總て榮譽になる事を授け玉ふよとなり

敍勳條例は明治十六年一月第一号布達にあり參看すべし

第十六條 天皇は大赦特赦減刑及復權を命す

(解) 大赦といハ本年勅令第十二號第一條に記載する如く人民が國內に亂を起か又ハ外國に關係して起る戰爭に就て種々の惡事を爲し或は私に外國と戰を開く刑法に國事犯となしある罪を始め尋常のものト差別ある罪を犯したるものに對し赦慮を以て行はる、ものにして元と此大赦は支那より行來るものなれども其精神は異にして所謂佛語の「アモニスマー」といふ忘れるとの意味を取れるものにて其犯罪の未決と既に刑に就しものにと拘はるべき皆之を遺忘して放免するなり特赦とは常事犯と國事犯及特別の罪とを分たす裁判後に至り其處刑は法に據りて相當なるも實際に於て重きに過たりとの考ある等其他罪人の情狀に於て例は牢獄の規則を能く守り罪を改悔する行爲の著しきか如きに據り總て司法大臣檢察官監獄長の申立にて赦さる、もの (是は大赦の如く事件に對し施す法律上の處分と謂ふに非ず只た恩惠を出て其人に對して施すものにて其罪の痕跡まで全く消滅するにあらず故に法律の効力を乘る譯にあらざ行政上の處分なり) 減刑とは右等に因り幾分かその處刑を輕めて

減等するもの復権との重罪の處刑を受けたるものは之に附加へて刑法第三十一條にある如く日本人たる特別の權官吏と爲る權等を剝奪はる、事なるが是も主刑の處刑終る後五年を経れば其情狀に因り將來の公權を復す(刑法六十三條乃至六十五條)此復権は(治罪法四百七十條以下に據り)本人より願出小依り夫々の手續を経て天皇に於て裁可させらる、事あるもの以上は何れも皆重き事件なれば一國立法の元首にして司法の大權を握らせらる、天皇にして之を施さる、は當然の事と謂ふべきなり

第十七條 攝政を置くハ皇室典範の定むる所に依る
攝政ハ天皇の名よ於て大權を行ふ

(解) 攝政は天皇の御成年(十八年)に達せざる時及び故障に由り久しく大政を親らすること能はざる時に置くものにて成年に達したる皇太子皇太孫たる御方々か此任に當らせられ天皇の御名を以て政事上なき總ての大權を行はせらる、ものならん皇室典範は之れを公けにせざる文書なるにより茲に掲ぐるを得也

第二章 臣民權利義務

(解) 本章には日本人民の權利義務を規定せられたるなり茲に人民と云はば臣民とあるは天皇陛下に對して辭を立てたる故にて即ち天皇に對して臣下たり國に就て人民たりとの意なり

第十八條 日本臣民たるの要件ハ法律の定むる所に依る

(解) 凡そ國民たるの要件は民法を以て定むべき者なれば我國も遠からず民法を制定してその要件を示さる、ならん然る上は之に依らざるべからざるは勿論なり想ふに日本臣民たるの要件とい日本國內に生る、者外國に生る、も日本人の子たる者又は許可を得て日本の籍に入りたる外國人といひまたその要件の欠る場合は例は我國臣民にして外國の戶籍に入り又は天皇の允許なく外國政府より官職を受くるか或は歸國するの意なく外國に居住を定むる等の事を云ふならん是等の場合には日本臣民たるの分限を失ふなるべし

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格は應一均しく文武官に任せられ及其他の公務に就と事を得

(解) 日本臣民は法律命令の定る所の資格例は文官試験試験補及見習規則等に依り試験に應して及第し又た刑法に於て官吏となるの權を剝奪されし杯の事なき時は文武官に任せられ又は市町村の役員るとなり公務を執ることを得るの權利あるとの事を定めたるなり

第二十條 日本臣民は法律の定むる所に從ひ兵役の義務を有す

(解) 我國の臣民たるものは國を護り亂を治むる爲めに兵役に出づべきの義務あり實際現役に服するは陸軍ハ三箇年海軍は四箇年にして滿二十歳に至りたる者之れに出るよとに定めあり猶ほ委しはは明治二十二年一月十一日發布の法律第一號徴兵令參觀すべし此兵役の義務と次條の納税の義務とは國民たるもの、國家に對して負担すへき最も重大なるものなり

第二十一條 日本臣民は法律の定むる所に從ひ納税の義務を有す

(解) 本條は租税を納むるの義務ある事を定めたるものにて法律の定むる所即ち明治十七年三月十五日第七號布告地租條例及ひ其他諸稅則に據りて諸稅を上納せざるべからせ併し將來は一定の手續を経て法律となりたるもの、定むる所に依らざれば猥りに租税を徴收せられざるべきの權利を確められたるものを云ふべきなり

第二十二條 日本臣民は法律の範圍内よ於て居住及ひ移轉の自由を有す

(解) 我國の臣民たるものは法律の許す限りは何れの地に住ひ又た何れの地に移るもまた一方に原籍を定め一方に寄留するも自由自在に爲すことが出来るこのことを定め又た其法律に定むる所とは居住を定め移轉を爲すに附てはるれく成規あるにより其成規に従ふを云い又外國に住居し移轉する等に就ては之を關する法律に依り且つ將來定めらるべき民法の範圍に従はざるべからざるを云ふあり

第二十三條 日本臣民は法律に依るにあらざりて逮捕監禁審問處罰を受る事なし

我國の人民は刑法治罪法の如き法律に依る場合の外は決して濫りに勾引せられたり捕縛せられたり獄内に閉込められたり取調べを受けたりまたは重罪輕罪に處せらるたり罰金科料を申付けられたりする事はなきとすることを明にせられたるあり
又た本條に「法律に依らずして」と記したれば勅令其他の命令等凡る行政上の便宜にての逮捕等を爲すことを得ざるや昭かあり併し本人は實は罪無ふして只だ嫌疑を受けたる場合にてモ司法官にして法律に定めたる正當の手續に依りて之を拘引する時は決して之を拒むこと得ざるなり

第二十四條 日本臣民は法律に定めざる裁判官の裁判を受るの權を奪はるゝ軍なし

(解) 本條は民事の訟を聽き刑事の罪を斷しその他行政裁判兵事裁判に係る事は官制に於て各々その職權を定めそれ〱裁判官を置きあるにより此適法なる裁判官に裁判を受けるは人民固有の權利なるにより如何なる場合にても裁判官にあらざるものより裁判を受くるが如き此の權利を奪はることなきを明示したるなり

第二十五條 日本臣民は法律に定めざる場合を除く外其許諾なくして住所に侵入せられ及び搜索せらるゝ事なし

(解) 本條の家宅内安全の權利を確めたるものにて法律に定めたる場合とは治罪法の第百五十八條以下に據り豫審判事は事實發見の爲め必要などとする時は重罪の犯所に臨み前據を檢べる時とまた戰時其他の事變の起りたる時に當り戒嚴令に據り晝夜の別なく人民の家屋建造物中に立入り檢察する事ある時とを指すものにて此場合を除くの外その承諾無き濫りに住みて居る家宅内に侵入られまたは搜索せらるゝことなきを云ふ若し人の住所を侵す時は刑法第七十一條等に據り罰せらるべし

第二十六條 日本臣民の法律に定めざる場合を除く外信書の秘密を

侵さるゝ事なき

(解) 本條の法律が定めたる場合とは明治十五年八月第三十六號布告戒嚴令第十四條に據り戰時等に於て電信電報を開通する事ある時と明治十五年十二月第五十九號布告郵便條例第百十五條の貨幣封入郵便にあつたる郵便中貨幣封入あるを郵便局にて見合し又は推察するときは之を貨幣封入として取扱ひ到達地の郵便局にて其受取人を召喚し或は遞送約定あるものを以て配達し受取人に開封せしめ封入の金額に従ひ差立地よりの路程に應じたる貨幣遞送費及配達賃を受取人より徴收すべしとある場合等を指すものにて此等の場合を除くの外は濫りに信書封を他人より開かれてその秘密を犯さることなし是を秘密の權に制限を加へたる所以なり

第二十七條 日本臣民の其所有權を侵さるゝ事なく公益の爲め必要なる處分の法律の定むる所に依る

(解) 本條は所有權を保護することを定められたるものにして我々人民の自分に所持して居るとする土地家屋その他總ての物を他人より濫りに取らるゝ事はなしとの事を明らかにせり但し一般人民の爲め益となること例は水道を通し道路を開き或は營壑を築造するか如き已むを得ざる場合に公用土地買上げ規則等の如き法律規則の定むる所に據り官より買上げらるゝことあるは別段なりとす

第二十八條 日本臣民の安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務を背かざる限に於て信教の自由を有す

(解) 我國の人民は世の太平安穩を妨げず且つ日本の臣民たる本分に背かざる限り佛敎にてモ神敎にてモ耶蘇敎にてモ各々其歸依する所の宗敎を自由に信仰する事か出来るなどのことを定めたるなり西洋等には動もすれば國の安寧秩序を妨げ或は國民たるの義務に背く如き舉動あるにより我國に於ても亦た之れなきを保し難きを以て特に本條に明記せられたるなり

第二十九條 日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及び

結社の自由を有す

(解) 本條に云ふ法律との明治十三年四月第十二號布告集會條例同十五年八月第三十六號布告戒嚴令同二十一年十二月勅令第七十六號出版條例等を指すものにして是等の規定に觸れざる限りの如何なる事柄にても自由に演説を爲し又の書物あり新聞なりに書き綴り又のこれを出版したりまた政社とか其他種々の會社などを組立てる事か出來ると云ふことを確かに定められたるあり

第三十條 日本臣民は相當の敬禮を守り別定むる所の規定に従ひ請願を爲す事を得

(解) 我國の人民の不敬無禮に涉らぬ限りの別に定むる所即ち明治十五年十二月第五十八號布告請願規則等に據り政府又の國會の議院に請願書を差出す事か出來るなり然れども若し請願書にして皇室に對し不敬の語を用ひ政府又の議院に對し侮辱の語を用ひたるものは受理せられずこの請願の權利を以て上に迫るに非せしるの情

實と上に向て申立てその救済を哀願するをいふ猶ほ請願の事は本書の附則議院法第十三章に規定あり參看とべし

第三十一條 本章に掲げざる條規ハ戰時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨げる事なし

(解) 本章に定めたる通り人民の權利の平常決して之を侵さるることなしと雖も戰爭のある時又は國家事變の起りたる實に非常の場合には天皇は特別の大權を以て臨時の處分を加さるることあり此時には人民は假令ハ私權を妨げらるるとも之れに隨ひざるべからせ一例を擧げて云へば本章第二十五條に許諾なくして住所に侵入せらるることありと定めあるも戒嚴令施行の場合にハ人民の家屋建造物中に立入り檢察することあるにより人民の此の施行を妨ぐることを能はざるの類なり

第三十二條 本章に掲げざる條規は陸海軍の法令又は規律に抵觸せざるもの限り軍人に準行す

(解) 本條は陸海軍人も亦此第二章中に定めたる所に依り軍法に觸れざる限りは同く權利自由を得義務を負ふべき事を確めたるなり固より軍人と雖も等しく日本人民に相違なければ矢張他と同一の權利義務を有すべきは勿論なれども凡る軍人は通常の人と異なりて軍法の支配を受け其規律に従はざるべからざる故に通常の人と同様に自由を得權利を行ふ能はざることあり例へば常人は公衆に向て演説を爲し又は已れの思ふとよろを書き綴りて出版する事を得れども軍人はその規律に於てこれを許されざる等の類なり然れども是等の加さるる爲めに特に設けられたる法に差支へざる限りは本章に掲げたる條規に依り通常の人と同様に權利義務を有するとのみとを明かにせられたるなり

第三章 帝國議會

(解) 本章の立憲政体の大本ともなり中心ともなるべき國會の組織及び權限等の事を定めたるものなり凡る國の經費を定むるにも法律を設くるにも國會の協議に付せ

らるることと定めたるに依り國會の即ち人民一般の意思を代表する者なれば以上み天皇陛下を翊賛して民望を協ふの法律を制定し下も人民一般の爲めにその權利自由を保護して以て立憲政治の慶を得せしむべきなり

第三十三條 帝國議會の貴族院衆議院の兩院を以て成立す

(解) 本條は國會の成立を定めたるものにして我國の國會は上下兩院より組立てられたるなり全体國會には一局制二局制の二通り一局制といひ一つの議院より成るのみして「ノールウェー」國の大廳と稱する者「キリイキ」國の代議院と稱する者の如きを云ひ二局制とは我國の如く兩院より成立たるものを云ふ例へは「イギリス」の貴族院庶民院「オランダ」の第一院第二院「フランス」國「オーストリア」國の貴族院代議院より成るもの等はなり此一局制と二局制との優劣に就ては大に議論ある事なれども立憲國に於ては概ね此二局制を用ひ居れり是れ二局制に在りては立法の順序も鄭重にして完全の議決をなし得べきに由り我國に於ても此制を採用せられたるならん

第三十四條 貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及び勅任

せられざる議員を以て組織す

(解) 本條は貴族院の組織を規定したるものにして貴族院令とは本年二月十一日勅令第十一號を以て發布あり即ち本書の附則に載せたるものにて今茲にその要領を掲げんに貴族院は皇族即ち天皇の御一族中成年の男子(皇太子皇太孫の外皇族の成年は二十歳以上)と公爵侯爵の華族殘らざり伯爵子爵男爵の華族中(以上二十五歳以上)より各其同爵者總數中五分の一以内を限りて若干名つゝ選舉せられたる者と國家の爲め勲勞あるか又學識ある人の中より勅命にて此の議員となりたる者と各府縣に於て土地或は工業商業に就き直接國稅(地租所得稅)を多く納る者(以上三十歳以上)の中より一人を互撰してその上勅任せられたる者とを以て組立つるを云ふ而して上院の組織の各國の制を異にし或は世々襲くものあり或は年限を定むるあり或は國民の特撰に出づるあり或は全く選舉に出づるありて一定せず然るに我國の能くこれを

拆衷してその宜しきを制せられたるなり

第三十五條 衆議院は撰擧法の定むる所に依り公撰せられざる議員

を以て組織す

(解) 本條は衆議院の組織を示したるものにして本院の議員は全く人民の公撰に出で人民の望みを擔ひたる代議士を以て組立てたるものなり尤もその撰擧の手續の如きは此憲法と同時に法律第三號を以て選舉法なるものを公布して定められたり即ち滿三十歳以上の男子にして滿一年以上直接國稅(現今直接國稅と稱するものは地租と所得稅あり尤も所得稅に付ては三年以上納稅するものに限る)拾五圓以上を納め仍引繼ぎ納むる者の中より投票を以て公けに撰み擧げたる議員より成立つものを云ふ此衆議院は人民の意思を代表して法律を設け國費を定むることを協議するものなれば國民參政の權利は之によりて初て振暢すべきなり

第三十六條 何人も同時より兩議院の議員たる事を得ず

(解) 本條は上院の議員たるものは同時に下院の議員を兼ねることを得ず又下院の議員にして上院の議員を兼ねるを得ざるの旨を定めたるものにして若し兩院の議員に當選したるときは何れかの一方を承諾し一方を辭せざるべからず斯く同時に兩院を兼ねしめざる理由は兩院議員とも等しく立法員なれども一は貴族の代表者にして一は平民の代表者なるを以て自ら利害を異にしるの主義も相同しからざるものなるにより兩方を兼任すべきものにあらざ故にその兼任を禁せられたるなり

第三十七條 凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す

(解) 本條の法律を設くるには必き帝國議會の協賛成を経べきことを規定せられたるものにして前の第五條天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふとあるに照應したるなり元と天皇陛下は立法權を掌握せらるゝと雖も廣く公論衆望を採り用せられんことを望ませらるゝが故に敢て之を專斷し給はざ之を帝國議會の會議に掛けてその決議を経るを必要なりとせられしものなり故に帝國議會は立法權の一部を割與せ

られ天皇陛下の御相談相手となるよとを定めたるものなれば本條は吾人臣民に取ては實に重大なる關係あるところなれば讀む者殊に注意せざる可からざ

第三十八條 兩議院は政府の提出する法律案を議決し及び各法律案を提出する事を得

(解) 本條は前條の法意を承けて尙一層明かに議會の權限を示したるものにて上下兩議院は政府より國の法律とすべき事柄例へば新規に税を取る規則を立てる爲に提出されたる議案を會議に掛て議決し又兩議院に於て國家の爲免斯様々の法律を必要なりと認むるとき若くは現行の法律に改正を加へざるべうらと認むる時は政府の議案を待たず自ら議案を作りて兩院の會議に掛ることをも爲し得らるゝ次第を云へるなり尤も其議事の仕方等は後の議院法に在り就て參看すべし

第三十九條 兩議院の一に於て否決する立法案は同會期中に於て再び提出する事を得ず

(解) 本條は前條の規定に依り政府より出したる法律案は勿論議院の自から提出したる法律案を上院若くは下院の孰れも於てこれを宜しからずとて否決したるときは此議案を其年の議會の明け居る中即ち三ヶ月間に二度提出する事の出來ざることに定められたるなり元來兩院孰れに於ても或る法律案を宜しからずと議決したるものは何れ時勢に適せざるか公益とならざるか道理に合はざるか其他現時の状態に依りて議員の過半数を以て決したるものなるが故に其後年月も経過して同年の會期中に以前の儘再び議會に掛くるともその議決は別に變るべき譯なく同じ結果となるべければなり尤もその會期終りて次年の會期に至りて之を提出し更に議決を求むるは敢て差支なきあり

第四十條 兩議院は法律又ハ其他の事件に付各其意見を政府に建議する事を得但其採納を得ざるものハ同會期中に於て再び建議する事を得ず

(解) 本條は貴族衆議の兩院は各々其院の決定を以て法律上の事柄又は其他の事柄に付き意見を政府に建議するを得べき權利あることを確めたるものなり凡そ兩院に於て法律其他の事柄に付て人民の爲め斯ては不便あり斯ありたしとの廉を見出したるとき更に之を法律の議案となして提出する都合にも至らざる場合に其意見を政府に申立て之が修正案の提出を求め又はその實行若くは正當の施行を求むることを得るをいふなり併し政府に於て若し之を採用せられざる時は次の會期に至れば格別その年の會議中に強て再び申立てるとい出來ざるその旨を但書に添へられたるなり尤も此の建議を爲すに就ての手續は本書の附屬法なる議院法に在る如く先づ兩議院の何れかにて建議の事を言出したる説には三十人以上の賛成者なければ議題とならぬ(議院法第五十一條)建議の書面に認めて差出と(第五十二條)等の規定あり
 参考すべし

第四十一條 帝國議會ハ毎年之を召集す

(解) 本條は帝國議會は毎年必ず議員を招集めて開くとの事を定められし條なり議院法第一條に掲げたる如く右招集の勅諭は少なくとも四十日前に出される譯にてその開會の手續等は議院法貴族令院に詳かなれば就て參看すべし本條に於て斯く毎年會議を開くこと、せられしは元來政府の會計は其年四月より翌年三月迄を一年度として勘定を立るが故に其豫算を議するため必用なるのみならず法律の議案を議する等に依り是非毎年一度づ、開かざるを得ざるに由るなりまた毎年一度と定まりたる會の外尙ほ臨時會を開くことは次の第四十三條に定めあり

第四十二條 帝國議會は三箇月を以て會期とす必要ある場合も於てハ勅命を以て之を延長する事あるべし

(解) 本條は帝國議院の日限を三箇月と取極めたるものなるが斯くろの制限を設けらる、所以は若しその日數に限りなく開會する事とすれば自然その議論冗長に涉る等の弊を生じ際限なきに至るを以て通常先づ三ヶ月と取極置き若し實際上必要なる

議事多きが爲め採にて此期限内に議し了ること能はざる場合には特に勅命を以て幾許かの日延をせらるることあるをいふなり

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すへー臨時會の會期を定むるは勅命に依る

(解) 本條は臨時會を開くことを定めたるものにして即ち定時の帝國議會の開けるを待合すの猶豫もなり難き程の急なる議事起る時は通常會の外天皇より議員を召集て臨時會を開かる、その旨を明かしたるなり尤も臨時會を開く間の期限は其議すべし事件の大小に依り勅命を以て或は長く定め或は短く定めらる、なり

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期の延長及び停會は兩院同時に之を行ふへー

衆議院解散を命せられたる時の貴族院は同時ニ停會せらるべし
(解) 本條は帝國議會を開き或は閉ぢ又は會議の日限(三ヶ月)を延し又は議事在中

止する事は貴族院衆議院何れも同時に之を爲し且つ衆議院解散せしめらるゝときは貴族院も同じ時に會議を停めらるゝと之を定められたるなり此の解散といふことは實に非常なることにして輕々しく行はるべきにあらざ例へば衆議院の議事が憲法の箇條に背く或は又は國の治平安全を害する等の場合に天皇より現在の會議を解散議員を退らしめ更らに人民をして議員を撰舉せしめ再び議院を組立てるなり尤も貴族院は衆議院の如く人民より選舉せられず特に勅任せられたるものなるにより解散せらるゝことはなきなり

第四十五條 衆議院解散を命ぜられたる時は勅命を以て新に議員を撰舉せしめ解散の日より五箇月以内之を召集すべし

(解) 本條は衆議院を解かれたるときはまた更らに勅命を下して新たに人民より議員を選舉せしめて元の如く衆議院を組立て前に議院を解きたる日より五箇月の内は新議員を召集めて會議を開くとの事を定めたるなり此の五ヶ月の日限は長さか如

くなれども衆議院を解かれしに就て更らに議員を投票するは衆議院法第三十條亦も如く少なくとも三十日以前に選舉の期日を定め勅命を以て之を公布しそれより選舉等に就て種々の手数を要し且つその議員の中には數百里の遠方より來集するものもあれば随分多くの日数を要するに上り斯く長く定めたるなり議會を解く場合は前第七條の解に述べたれば就て參看すべし

第四十六條 兩議院の各其總議員三分の一以上出席するにあらざれば議事を開き議決を爲す事を得ず

(解) 本條は貴族院にても衆議院にても其議員總体の三分の一(衆議院議員の總數は三百人ありて百人以上出席するをいふ)以上出席すれば之を開き若し此の數に満たざれば會議を始むること亦た其の議決を爲すことも出來ざるものと定められたるものにて彼の府縣會の如き議員總体の半以上出席せざれば會議を開かざる規則より見れば大に寛やかなるか如くあれども是れ大体を成丈け緩くして議員の欠席す

るの爲め屢々閉會する等の差支なからしめんとの意より出でしものならん

第四十七條 兩議院の議事は過半数を以て決す可否同數なる時は議長の決する所に依る

(解) 本條は兩議院の會議する事件の可否を決する方法を定めたるものにして過半数とは例へは當日出席の議員百五十名とすれば其半に過る數即ち七十六名より以上の人數にて可とする所に依りて決し若し其可とする者と否とするものと同し數即ち一方も七十五名又一方も七十五名なる時は何れに決する譯にも至らねば此時議長に於て兩方の中自分の可とする説を取つてこれに決するなり

第四十八條 兩議院の會議は公開す但政府の要求又は其院の決議に依り秘密會となす事を得

(解) 本條は兩議院の會議は誰人にても傍聽を許し公然開くとの事を明かにしたるものなり

兩代議体の議會は人民の意思を表はす所にして其議事は公事なり公事は宜しく公けに行ふべくして秘密にすべからざるものなれば議會の本体より見れば決して傍聽を禁すべきものにあらざ然れどもその議する事柄が人心の激昂を來し議事の公平を保つ能はざるの恐ある等の場合めて政府より要求あるか又はその議院の決議に依りて秘密會となし傍聽を禁することあるかりまた傍聽席騷擾なるときは議長は總ての傍聽人を退場せしむることあり議院法第八十九條を見るべし

第四十九條 兩議院は各天皇に上奏する事を得

貴族院衆議院の議員は其の意見を天皇陛下に奏問せんとする時は其の趣意を文書に認められを奉呈し又は議長を以て總代とし天皇陛下に謁見を請ひ之を奉りて之を奉りて之が出来るあり猶委しくは議院法第十一章第五十一條を就て見るべし

第五十條 兩議院は臣民より呈出する請願書を受くる事を得

(解) 本條は第三十條「日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規定に従ひ請

願を爲すことを得」とあるに應じて兩議院が人民より出す所の請願書を受くるの権
あるよとを明くにせられ即ち兩院は何れも人民より政府諸官廳の所置にして法律に
背きたるにあらざるも爲めに万一迷惑を被ふることある等に依り斯々執計ありたし
と云斯く定めたとしかと願出る書面を受くる事の出来ることを定めしものにして之
を受けたる上會議に掛る等の手續は議院法にあり參看すへし

第五十一條 兩議院は此憲法及び議院法を掲ぐるもの、外内部の整理に必要なる諸規則を定むる事を得

兩議院は此憲法及び議院法明文のあるもの、外に議會内部の取締り方等に必要なる會議細則を定むよとを得る權利を興へたるものあり全体憲法、議院法の如き法律は只たその大要原則のみを定めたるものなれば之を實行するに付き要なる細則に至ては各其局に當るべき人の定むる所に任する方便益なりとす殊に此規則の如きはその關係の議會以内に止まるものなればあり

第五十二條 兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及び表決を就き院外に於て責を負ふ事なく但議員自から其言論を演説刊行筆記又は其他の方法を以て公布したる時は一般の法律に依り處分せらるる

(解) 兩議院の議員が議場に於て陳べたる意見及びその議して決めたる事に就き議場の外に於てはその責を受くることなしとせり是れ議員の議論を本對には充分の自由を興べられたるなり併しなからその陳べたることを自分から更に院外に於て公衆に向ひ演説したり新聞紙雜誌など掲げたり書物に作られたるその他種々の方法を以て世間に流布したる時は一般の法律例は集會新聞出版等の諸條例に依り處分せられ損害賠償及び禁獄なりの責を受くべきものもすべし又其陳述は二條三條の制限に第五十三條 兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除き外會期中其院の許諾なくして逮捕せらるる事なく其の職に關へる

(解) 本條にある現行犯(現の字は原語にて「マテクラン」といひ火の現に燃へ居るを意味す)とは治罪法第百條に定めたる如く現に行ひ又は現に行ひ終りたる際に發覺したる罪を謂ふ議員に於て現に此の場合に當るか又は刑法第二編第二章に規定しある所の内亂外患に關する罪を犯したる場合を除く外(この會期中議會の承諾を受けずして濫りに勾引または捕縛する事はならぬと定めたるなり若し非現行犯にても逮捕するを得るとせば政治上黨派の分るゝか爲め反對黨の人を前罪あるを名として議場より除きその勢を弱むる等の弊あるによりこれを防ぎ且つ議員が國會に出席中の國民の代表者たる重任を負ふものなれば特に其任を重んじて此特權を與へたるなり英國に於ては國會議員の其議院に出席する途中あるときも亦此特權あり

第五十四條 國務大臣及政府委員は何時よりとも各議院に出席し及發言する事を得

(解) 國務大臣(即ち内閣各大臣)及び政府委員は何時たりとも何れの議院にも出席しおよび意見を述べ説明することを得左れども可否決を取るときは議決の數に加はることは出来ぬなり併し官吏にても議員を兼ねることある(衆議院法第三章)場合の特別なり猶ほ其の委しきみとは議院法第九章参照すべし

第四章 國務大臣及樞密顧問

(解) 本章は天皇が政事を行はせらるゝと就之が補弼となり國の政務を執る諸大臣の職分と天皇が政事の上に就て御相談役となる所の樞密顧問官の職分を定められしものなり

第五十五條 國務各大臣は天皇を輔弼し其責を任す凡て法律勅令其他國務に關する詔勅は國務大臣の副書を要す

(解) 國務大臣とは即ち今の内閣總理大臣始め内務、外務、海軍、陸軍、農商務、司法、大藏、文部、逓信各省の諸大臣を總稱すこの各大臣は天皇を輔け奉り總て政治上の責任を自分に引受て天皇陛下に其責を及ぼし奉ることなく(補弼とは道を相くるを輔と

爲し過ちを爲るを彌を爲すの勅諭は基き天皇陛下の及ばせ給はざる所を補弼し過ち
に涉らば給ふ所を補弼し行政上の責任を以て行政權を運用するものと知るべし。法
律勅令は勿論其他日本國の政務に關する天皇の詔勅を出すときはこれに夫が主務
の大臣副署す例へば法律第一號市制町村制に先づ勅語を書しその終りに御名御璽
ありこれに副へて内閣總理大臣と内務大臣との連署あるが如し斯く署名する所以の
もの則ち其大臣の責任を負ふことを明にするものなり

第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に
應へ重要な國務を審議すべし

(解) 樞密顧問官の明治二十二年四月二十八日勅令第二十二號樞密院官制に依り天
皇の御諮詢に應へ重要な國の政治事を取調を評議する職掌なりとの重要な職務
を右官制第六條に記する所左の如し

第六條 樞密顧問官は左の事項に付會議を開き意見を吐き勅諭を請ふべし

一 憲法及び憲法に附屬する法律の解釋に關し及豫算其他會計上の擬議に關する
もの爭論

二 憲法の改正又は憲法に附屬する法律の改正又は憲法に附屬する法律の改正に
關する草案

三 重要な勅令

四 新法の草案又は現行法律の廢止改正に關する草案列國交渉の條約行政組織の
計畫

五 前諸項に關するもの外行政又は會計上重要な事項に付特に樞密院の諮詢を
經るを要するもの

右の外皇室典範に於て天皇の御世嗣を取換へ玉ふときは又は攝政を置くときは等に樞密顧
問の評議を経るもの箇條あり

第五章 司法

〔解〕 司法とは法律即ち刑民法の規定に據て曲直理否を裁判し人民の安寧を保たしむるの職なり抑も國に如何なる善美の法律あるも之を實際に活用する司法官なくんば決して法律の効果を顯すこと能はざるものにして如何に金科玉條なるも徒法に廢せんのみ隨て吾人の性命財産名譽の權利を保護するの道なきに至るべし故に司法の一個獨立し決して他の立法行政の權に壓倒せらるることなく毫末の偏頗なきを要す是れ司法は立法行政司法と相對峙確立して所謂三大權たる所以なり

第五十七條 司法權ハ天皇の名に於て法律ヲ依り裁判所之を行ふ裁判所の構成ハ法律を以て之を定む

〔解〕 司法權は國家重大の權なるが故に天皇陛下の名に於て之を實行するものなり左れども天皇親ら之を行はせらるゝにあらざれば裁判所の判官をして之を行はしむるなり右の如く裁判所は天皇陛下に代り之を行ふものなれば其構成法ハ最も嚴整に規定せざるべからず故に特に法律と以て之を定むとせられたり構成とは裁判所を組織す

る所の人即ち裁判官あり檢事あり書記あるが如くにして例へば重罪裁判所は裁判長一名陪席判事幾人以上書記幾人檢察官幾人を以て組織すと云ふが如し尙其の委しき事は遠らき構成法發布の日に明瞭ならん

第五十八條 裁判官は法律ニ定めざる資格を具ふるものを以て之に任ず裁判官ハ刑法の宣告又ハ懲戒の處分に由るの外其職を免せらるゝ事なく懲戒の條規ハ法律を以て之を定む

〔解〕 本條第一項は裁判官を任用するには必ず正當の資格を具ふるものならざるべからざることを示されたるなり若し何人と雖も裁判官たるを得るとする時は法律の活動を誤るの恐あるを以て裁判官たるには相當の試験を受けて及第したる等のものにして法律上其他の學識を備へ經驗を積み其專務に精練なる者たることを要するとの意なり

第二項は裁判官は終身たるまことを明かにしたるものにして裁判官たるものは敗弊の

關係に依り變移せざるを要す又政府の顯官或はその上長官等の爲めに左存せられ
及動かされざるは司法權の獨立に於て最も必要とする所なるに依り終身官とし其地
位を安んずる固となし犯罪に由り刑法の宣告を受くる時又懲戒の處分を受る等にて
其跡跡顯然たる場合の外は免職せらるる事なし而してその懲戒の規律は法律を以て
之を定るとせられたるなり(現行の官吏懲戒令は明治九年四月第三拾四號公達なり)

第五十九條 裁判の對審判決は之を公開す但安寧秩序又は風俗を害
するの虞ある時は法律を依り又裁判所の決議を以て對審の公開
を停むる事を得

(解) 裁判の對審判決をなすときは之を公けに開きて傍聽を許すは必要の事に
して人民の權利に取れて効力ある保護なり若し之を公開せざれば人民種々の疑惑を
起し或は其の明瞭を缺く點よりして至當の事行はざるに至らば併し若し公判庭
に於て述ぶ事柄が詭激に渉るに依り世の安寧秩序を害せらるるか又は猥褻なるもの

等にて世の風俗を亂るの慮ある時は治罪法の如き法律に依り又は裁判所の決議を
もつて對審の公開を中止し傍聽を禁することあるなり

第六十條 特別裁判所の管轄に屬すべきものハ別に法律を以て之を
定む

(解) 本條に云ふ特別裁判所とは陸海軍の軍法會議に屬する裁判海軍裁判(他日商
工裁判所を設るに至れば是亦た司法裁判に屬せざるなり)其他將來我國に起る
べき特別の裁判を指す是等の管轄に屬すべきものは別に法律を以て定むるなり

第六十一條 行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられりとする
るの訴訟に於て別な法律を以て定めざる行政裁判所の裁判に屬す
べきものハ司法裁判所に於て受理するの限にあらす

(解) 本條は司法裁判と行政裁判との區分を立てられたるものにして行政官廳各中
央本省及地方府縣廳郡役所等の處分が法に違ふたるに依り權利を障害られたりとし

て訴へ出るときには司法裁判所に於ては右に係る事件を受け理むる限りにおらざるにより必き行政裁判所に出訴せざるべからば是れ司法行政は自らその區別あるものにして司法權固より獨立不羈の地位に在れば行政權も亦獨立不羈の地位に在らざるべからば斯くの如く相對立して各相犯かすべからざるにより行政官職の違法處分に由り人民權利を傷害せられたりとする時は司法裁判と以て干渉することなく即ち行政裁判所に於て裁判するの必要を見るあり故に本條は行政官の職權上の違法なりと思惟するときは司法裁判所に於て受理せざることを規定せるなり

第六章 會計

(解) 本章は國家經費の收入及び支出の方法を定めたるものにして既に政府の設けある以上は國家の安寧を保持するに最も必要なる費用を置かざるべからず故に此憲法に於るの大体の事を定められ尙ほるの詳細の取扱方等は會計法に規定せり而して此費用金は皆人民の租税より出づるものあれば最も人民の囊中に差響を及ぼすことな

れば宜しく注意して見るべき所なり

第六十二條 新に租税を課し及び税率を變更するの法律を以て之を定むべし但報償を屬する行政上の手数料及び其他の收納金の前項の限にあらす國債を起し及び豫算を定めざるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すは帝國議會の協贊を経へ

(解) 本條は人民の最も大なる義務に屬する租税の事に就て規定したるものにして即ち新たに租税を賦課するか又は現今行はれ居る所の租税の割合を變ること例へば地價百分の二箇半なるを百分の二とするか或は所得税の所得金高三百圓以上は百分の一なるを百分の二とするが如きと又は必以帝國議會の會議を経法律を以てこれを定むることとせられしなり但し土地臺帳の謄本を爲す手数料とか營業鑑札料とか試験手数料の如き政府に於て其人の爲め手数料をなす物を費やしたる報償のたために取立つるものは法律を以て定むる限りにおらば政府にて相當に之を取極をなす

あり又た國債を起すこと例へは政府にて鐵道を起すか軍艦を买入るり其他必要なる
大事業を起す場合に臨み定額金にてはこれを辨する能はざる時外國又は内國にて金
を募り公債証書を發行するよと及び豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となる
べき契約を爲す場合例へば會社の株券に對し幾許かの利子の保証を與ふるか如きに
より國庫金よて其支拂を引受ることとなるべき契約を爲すことは皆な帝國議會の協
議賛成を経べしと取極められしなり

第六十三條 現行の租税の更に法律を以て之を改めざる限は舊より依
り之を徵收す

(解) 本條は現時徵收らるる凡ての租税は更らに改定の法律を以てこれが徵收規定
を改めざる限りは此の儘徵收らるる事の事を定めたるものにして即ち現時行はる居
るところの租税の規則は明治十三年九月廿四日第四十號布告酒造稅則同十五年十二
月廿七日第五十一號布告賣藥稅則同十七年三月十五日第七號布告地租條例同十八年

五月八日第十一號布告菓子稅則同二十年三月十九日勅令第五十號所得稅則等にして
是等の諸稅則は憲法を實地に行ひたる後々の必要あるに因り法律を設けて之れを改
正せざる限りは舊に依りたる効力あることを確められたるなり

第六十四條 國家の歳入の毎々豫算を以て帝國議會の協賛を経
へ豫算の款項に超過し又ハ豫算の外に生じざる支出ある時は後
日帝國議會の承認を求むるを要す

(解) 本條は國家の歳入歳入豫算及豫算外の費用支出の事に就き帝國議會の之に對
する權の在る所を明かにせられしにて即ち政府に於ては一年度毎に地租其他の諸稅
手数料印紙類の代價を始め電信郵便鐵道等の揚り金等總ての收入金を合して歳入の
豫算を立て又た諸の官署等の給料及諸官廳の費用等一年度中支出すべし一切の入費
を見積りて歳入豫算を立て何れも其年度の來れる前に當て其の豫算書を帝國議會に
持出しその議に付し協議賛成を経べきなり尤も此の議定せる豫算は全く其年度中に

限り決して翌年度の會計に流用することを許さざる等のごときは此書の附則にある會計法に定めあれば就て看るべし又た政府に於て必要已むを得ざる多額の費用を要するが爲め豫算の款項（例へば第一款内閣費何程其内第一項俸給何程其又内譯第一目勅任俸給第二目奏任俸給何程と定よりある額尤も自以下は流用するも議會の承諾を求むるを要せず）に超て金高の増すところ或ひは見積の外別に拂出すべき事柄の出來たる場合據らなく先づ其仕拂をなし置くことなるも其後帝國議會の開くるときに至りて必ずその旨を告げて議會の承諾を求むることと定められしなり

今参考の爲め明治二十二年度歳入歳出の豫算總額を左に掲ぐ

一歳入總額 金七千六百六拾萬百八拾五圓貳拾三錢四厘

一歳出總額 金七千六百五拾九萬六千三百拾貳圓七拾五錢九厘

右豫算の詳細は本年三月五日勅令第二十三號を以て公布せられたり就て看るべし

第六十五條 豫算は前に衆議院に提出すべし

(解) 經常費臨時費の別なく總て豫算は先づ前さ衆議院に提出しその上貴族院に移すとの順序を定めたるものにして此の豫算にて定めたる政府の費用は人民の直接負擔するものなるに依り人民の選挙したる議員に前さに議せしむるは最も適當なればなり

第六十六條 皇室經費は現在の定額より毎年國庫より之を支出し

將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

(解) 皇室經費は現在の定額(即ち三百万圓)に依り年々國庫金の中よりこれを支出すべし是れは國會にて喙を入ると處ろに非ず若し皇室費を減するときは皇室の威嚴を損するに至るの恐あり我國臣民の皇室を重んずるの厚さこれに異議を容るゝものなかるべし併し將來此の定額を増すときには國會に附して其協同賛成を要することと定められたるあり

第六十七條 憲法上の大權に基ける規定の歳出及び法律の結果より依

り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減する事を得ず

國家の歳出には從來の國債償還の費用及び諸般の行政費用等ありて是等の支出は實に國家の必要なる義務なり故に若し帝國議會に於て是等の支出を拒む時は國家政務の上に差し支を生ずるか故に豫め此事なきを期して政府の同意を得されば之を廢し又は削り減らす事なからしむるなり

第六十八條 特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として

帝國議會の協賛を求むる事を得

(解) 本條は特別なる費用を要する時例へは製造工事及び其他の事業を起し若干年間引續き費用を支出せねばならぬとき毎年何程づを支出し何年にて終るとの見積額を定先國會に持出してその協賛を求むることか出来るとの事を規定せるものなり

第六十九條 避へらざる豫算の不足を補ふ爲めに又ハ豫算の外

に生じざる必要の費用に充る爲に豫備費を設けし

(解) 豫算中に設けべき豫備費は二項に分つ第一豫備金即ち水火震災等にて避くべからざる豫算の不足を補ふもの第二豫備金即ち豫算に載せたる款項の外更に生じたる必要の費用に充つるもの是等の爲めに豫めこれを備へ置くものにて是れ實に緊急の場合に取ては必要のことたりと雖も一利あれば一害ありて多く之を備ふるときは濫用の弊に陥り易きものなり

第七十條 公共の安全を保持する爲め緊急の需要ある場合に於て内

外の情形に因り政府ハ帝國議會を召集する事能はざる時ハ勅令に依り財政上必要の處分を爲す事を得
前項の場合に於てハ次の會期に於て帝國議會に提出し其承諾を求むるを要す

(解) 本條は人民一般の上に掛り打捨置は安全なり難き事柄の生したるを取除き又は不慮の災厄を避る爲め少時も猶豫し難き緊急の事ありて兼て定めある豫算にては支辨するを得ざる時國會を招集して議せしめんと欲するものるの暇まわらざるに當りて勅令を以て臨時の處分を爲すを得べきことを定めたるものにして是れ天皇陛下は立法權執行權の主にて御座せば此の特權を有し給ふこと固より當然の事なるべし然れども次の國會の開けたる時にこれを持出してその承諾を求むべきとの事を定めたるなり

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又ハ豫算成立に至らざる時の政府ハ前年度の豫算を施行すヘー

(解) 帝國議會は全國の人民に代て歳入出の豫算を議決するはその權利なりと雖も又必之を議決せざるべからざるの義務を有するものにして若し此義務を怠るか又は故意にて之を議決せざる如きことわらは國家の政府及び百般の事業を維持する

ことを得ざるが故に斯の如き場合には其議決を要せず政府の理事者は其前年度の豫算に依て之を施行するとのことを定先たるなり

第七十二條 國家の歳入の決算ハ會計検査院之を検査確定し政府は其検査報告と共に之を帝國議會に提出すヘー會計検査院の組織及職權ハ法律を以て之れ定む

(解) 本條は政府の會計検査の事を規定せるものにして豫て帝國議會の議決せる所に附し理事者は果して其決議の通り施行せしや否又其議決の目的に悖れること無きや否を検査する爲めに會計検査院を設けたれば同院は宜しく獨立して決算の當否を査閱し果して非難をべき所なければ之を是認して検査報告書を作り決算報告書と共に帝國議會に提出すべきなり

第七章 補則

(解) 本章は以上の規定にて足らざる所を補ひ全体に通して適用せらるべき現行法

と此憲法との關係の事を規定せるものなり

第七十三條 將來此憲法の條項を改正するの必要ある時は勅命を以て議案を帝國議會の議に付すへ一此場合に於て兩議院の各其總員三分の二以上出席するにあらざれば議事を開く事を得ず出席議員三分の二以上の多數を得るよあらざれば改正の議決を爲す事を得ず

(解) 本條は將來此の憲法の條項改正するとの事を規定したるものにして最も重要なる簡條とす即ち此憲法を實地に施行したる後時勢の變遷等に因り憲法の條項中に改正を要するに至るときは天皇より勅命を以て之が議案を帝國議會に下し其の議に付すること、せられしものなるが元來我國の憲法は欽定憲法にして彼外國に於ける國約憲法の類と大に異なり唯だ天皇の思召を以て定められたるものなる小因り後日改正すべき條項あらんにも同しく天皇の思召より出で、之を爲す事とし人民より

之が改正を申し立つることの出來ざるのみならず帝國議會と雖も其改正の議案採を提出することを得ざるものと定められたるなす併し帝國議會は政府に意見を建議し天皇に上奏することを得るの權あり是我國体の成立上に於て當然の事とす然るに其改正の議案を議する權利は帝國議會に與へられ之を其の議に付すべしとせりこれ他の法律に於ける協賛と云ふ意味とは少しく異なれども猶ほ可否を議定して天皇に奏上するに至ては一なり此改正は大法の幾部分を動かすものにして至て重大なる事柄なるを以て之を付議する場合に於ては兩議院とも何れも議員の總數三分の二例へば三百人の議員なれば二百人以上出席せざれば會議を開くことを得ず又會議を開きたる上其改正の議決を爲すにも出席議員三分の二即ち二百名の出席議員ありとすれば百三十三名以上の賛成者ありざれば事を爲すこと能はざる事と定められたるなり

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず皇室典範を以て此憲法の條規を變更する事を得ず

(解) 凡る如何なる法律規則と雖も此の憲法より重要なるものなく又之より若くもの
るし故に皇室典範といへども此の憲法の條規を動かすこと能はざるは勿論なり夫れ
皇室典範は元と皇室自ら皇室に係る事のみを規定し玉へるものあればこれを改正す
るに於ても國會の議を経るを要せず故に又た此皇室のこの規定たる血範を以て政府
人民一般を規定する所の憲法を變更することを得すと定められたるなり

第七十五條 憲法及び皇室典範は攝政を置之の間之を變更する事を得ず

(解) 攝政皇室典範を以て定め玉ふ所にきて即ち天皇御成年十八年に至らせられざる間又は事故ありて攝政を親らし玉ふこと能はざる時に置くものにて暫らく主權の代理者を置かせ玉ふ際なれば此間に於ては國家組織の最高法典たる憲法及び皇室典範は固より之を變更するは宜しからざればなり

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたるに拘らず此憲

法に矛盾せざる現行の法令は總て遵由の効力を有す歳出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依る

(解) 凡る法律との國民の權利義務に大關係ある重要な事を規定せるものを云ひ規則とは政府より政治上の便宜の爲めに制定せるものを云ひ命令とは人民又は所屬の官吏等に對し或る事を爲すべく又の爲すべからしむることを命令するを云ふなり此等の法律規則命令は從來に在ての名稱區々にして或の布告と云ひ布達と云ひ或は法律と爲し勅令と爲し規則となし種々の名稱を用ゐたるものあきとも苟も此憲法と抵觸矛盾せざる限りは現行の條規にして効力あらしめ若し實際に不便なるものは漸次之を改良して愈よ完整するに至るならん本條第二項にある政府の義務に屬する支出は之を變更せば其權利者に於て迷惑を蒙るに至るへし例へば若し從來の公債に對し變更を加ふるか或は政府より年々支拂ひ來りし年金等の額を減すが如きことあらん歟是れ即ち歳出上政府の義務に係る現在の契約を變更するものにして又是

等の事に關する命令も凡て第六十七條の規定の如く政府の同意を得されば國會は勝
手よ之れを廢除し又は削減することを得ざるものと定めたるなり

朕樞密顧問の諮詢を経て議院法を裁可し之を公布せしめ併せて貴族院及衆議院成立
の日より各々本法に依り施行すべきことを命す

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 伯爵森有禮
- 遞信大臣 伯爵榎本武揚

法律第二號

議院法

第一章 帝國議會の召集成立及開會

第一條 帝國議會召集の勅諭は集會の期日を定め少くとも四十日前に之を發布すべし

第二條 議員は召集の勅諭に指定したる期日に於て各議院の會堂に集會すべし

第三條 衆議院の議長副議長は其の院に於て各々三名の候補者を選擧せしめ其中より之を勅任すべし

議長副議長の勅任せらるゝまでは書記官長議長の職務を行ふべし

第四條 各議院の抽籤法に依り總議員を數部に分割し每部々長一名を部員中に於て互選すべし

第五條 兩議院成立したる後勅命を以て帝國議會開會の日を定め兩院議員を貴族院

に會合せしめ開院式を行ふべし

第六條 前條の場合に於て貴族院議長の議長の職務を行ふべし

第二章 議長書記官及經費

第七條 各議院の議長副議長は各々一員とす

第八條 衆議院の議長副議長の任期は議員の任期に依る

第九條 衆議院の議長副議長兼職又は其の他の事故に由り關位とありたるときは繼任者の任期は仍前任者の任期に依る

第十條 各議院の議長其の議院の秩序を保持し議事を整理し院外に對し議院を代表す

第十一條 議長は議會閉會の間に於て仍其の議院の事務を指揮す

第十二條 議長は常任委員會及特別委員會に出席し發言することを得但し表決は數を預からず

第十三條 各議院に於て議長故障あるときは副議長之を代理す

第十四條 各議院に於て議長副議長共に故障あるときは假議長を選擧し議長の職務を行ひしむべし

第十五條 各議院の議長副議長は任期満に達するも後任者の勅任せらるゝまでは仍其の職務を繼續すべし

第十六條 各議院に書記官長一人書記官數人を置く

書記官長は勅任とし書記官は奏任とす

第十七條 書記官長は議長の指揮に依り書記官の事務を提理し公文に署名す

書記官は議事録及其他の他の文書案を作り事務を掌理す

書記官の外他の必要なる職員は書記官長之を任とす

第十八條 兩議院の經費は國庫より之を支出す

第三章 議長副議長及議員歳費

第十九條 各議院の議長は歳費として四千圓副議長は二千圓貴族院の被選及勅任議員及衆議院の議員は八百圓を受け別に定むる所の規則に従ひ旅費を受く但し召集に應せざる者は歳費を受くることを得す

議長副議長及議員は歳費を辭することを得す

官吏にして議員たる者は歳費を受くることを得す

第二十五條の場合に於ては第一項歳費の外議院の定むる所を依り一日五圓より多からざる手當を受く

第四章 委員

第二十條 各議院の委員は全院委員常任委員及特別委員の三類とす

全院委員は議院の全員を以て委員と爲すものとす

常任委員は事務の必要に依り之を數科に分割し負擔の事件を審査する爲に各部に於て同數の委員を總議員中より選舉し一會期中其の任に在るものとす

特別委員の一件を審査する爲に議院の選舉を以て特に付託を受くるものとす

第二十一條 全院委員長は一會期ごとに開會の始に於て之を選舉す
常任委員長及特別委員長は各委員會に於て之を互選す

第二十二條 全院委員會は議院三分の一以上常任委員會及特別委員會は其の委員半數以上出席するに非ざれば議事を開き議決を爲すことを得ず

第二十三條 常任委員會及特別委員會は議員の外傍聴を禁す但し委員會の決議により議員の傍聴を禁することを得

第二十四條 各委員長は委員會の経過及結果を議院に報告すへし

第二十五條 各議院の政府の要求に依り又は其の同意を経て議會閉會の間委員をして議案の審査を繼續せしむることを得

第五章 會議

第二十六條 各議院の議長は議事日程を定めて之を議院に報告す

議事日程は政府より提出したる議案を先にすへし但し他の議事緊急の場合に於て政府の同意を得たるときは此の限に在らず

第二十七條 法律の議案は三議會を経て之を議決すへし但し政府の要求若は議員十人以上の要求に由り議院に於て出席議員三分の二以上の多數を以て可決したるときは三議會の順序を省略することを得

第二十八條 政府より提出したる議案は委員の審査を経て之を議決することを得す但し緊急の場合に於て政府の要求に由るもの此の限に在らず

第二十九條 凡て議案を發議し及議院の會議に於て議案に對し修正の動議を發するものは二十人以上の賛成あるに非ざれば議題と爲すことを得ず

第三十條 政府は何時たりとも既に提出したる議案を修正し又は撤回することを得

第三十一條 凡て議案の最後に議決したる議院の議長より國務大臣を經由して之を奏上すへし

但し兩議院の一に於て提出したる議案にして他の議院に於て否決したるときは第五十四條第二項の規定に依る

第三十二條 兩議院の議決を経て奏上したる議案にして裁可せらるるものは次の會期までに公布せらるるへし

第六章 停會閉會

第三十三條 政府は何時たりとも十五日以内に於て議院の停會を命ずることを得 議院停會の後再び開會したるときは前會の議事を繼續すへし

第三十四條 衆議院の解散に依り貴族院に停會を命じたる場合に於ては前條第二項の例に依らず

第三十五條 帝國議會閉會の場合に於て議案建議請願の議決に至らざるものは後會に繼續せず但し第二十五條の場合に於ては此の限に在らず

第三十六條 閉會は勅命に由り兩議院台會に於て之を舉行すへし

第七章 秘密會議

第三十七條 各議院の會議は左の場合に於て公開を停むることを得

- 一 議長又は議員十人以上の發議に由り議院之を可決したるとき
- 二 政府より要求を受けたるとき

第三十八條 議長又は議員十人以上より秘密會議を發議したるときは議長は直に傍聽人を退去せしめ討論を用ゐずして可否の決を取るへし

第三十九條 秘密會議の刊行することを許さず

第八章 豫算案の議定

第四十條 政府より豫算案を衆議院に提出したるときは豫算委員の其の院に於て受取りたる日より十五日以内に審査を終り議院に報告すへし

第四十一條 豫算案に就き議院の會議に於て修正の動議を發するものハ三十人以上の賛成あるに非ざれば議題と爲すことを得ず

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員の發言は何時たりとも之を許すへし但し之が爲に議員の演説を中止せしむることを得ず

第四十三條 議院に於て議案を委員に付したるときは國務大臣及政府委員は何時たりとも委員會に出席し意見を述べふることを得

第四十四條 委員會は議長を経由して政府委員の説明を求むることを得

第四十五條 國務大臣及政府委員の議員たる者を除く外議院の會議に於て表決の數に預からず

第四十六條 常任委員會又は特別委員會を開くときは毎會委員長より其の主任の國務大臣及政府委員に報知すへし

第四十七條 議事日程及議事に關る報告の議員に分配すると同時に之を國務大臣及政府委員に送付すへし

第十章 質問

第四十八條 兩議院の議員政府に對し質問を爲さむとするときは三十人以上の賛成者あるを要す

質問は簡明なる主意書を作り賛成者と共に連署して之を議長に提出すへし

第四十九條 質問主意書は議長之を政府に轉送し國務大臣は直に答辯を爲し又は答辯すへき期日を定め若答辯を爲さざるときは其の理由を示明すへし

第五十條 國務大臣の答辯を得又は答辯を得るときは質問の事件に付議員は建議の動議を爲すことを得

第十一章 上奏及建議

第五十一條 各議院上奏せむとするときは文書を奉呈し又は議長を以て總代とし意見を請ひ之を奉呈することを得

各議院の建議は文書を以て政府に呈出すへし

第五十二條 各議院に於て上奏又は建議の動議は三十人以上の賛成あるに非ざれば議題と爲すことを得ず

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算を除く外政府の議案を付するは兩議院の内何れを先にするも便宜に依る

第五十四條 甲議院に於て政府の議案を可決し又は修正して議決したるときは乙議院に之を移すへし乙議院に於て甲議院の議決に同意し又は不決したるときは之を奏上すると同時に甲議院に通知すへし

乙議院に於て甲議院の提出したる議案を不決したるときは之を甲議院に通知すへし

第五十五條 乙議院に於て甲議院より移したる議案に對し之を修正したるときは之を甲議院に回付すへし甲議院に於て乙議院の修正に同意したるときは之を奏上す

ると同時に乙議院に通知すへし若之に同意せざるときは兩院協議會を開くことを求むへし

甲議院より協議會を開くことを求むるときは乙議院は之を拒むことを得ず

第五十六條 兩院協議會は兩議院より各々十人以下同数の委員を選擧し會同せしむ委員の協議案成立するときは議案を政府より受取り又は提出したる甲議院に於て先づ之を議し次に乙議院に移すへし

協議會に於て成立したる成案に對しては更に修正の動議を爲すことを許さず

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院の議長は何時たりとも兩院協議會に出席して意見を述ぶることを得

第五十八條 兩院協議會は傍聽を許さず

第五十九條 兩院協議會に於て可否の決を取るは無名投票を用ゐる可否同數なるときは議長の決する所に依る

第六十條 兩院協議會の議長は兩議院協議委員に於て各一員を互選し毎會更改して
席に當らしむへし其の初會に於ける議長は抽籤法を以て之を定む

第六十一條 本章に定むる所の外兩議院交渉事務の規程ハ其の協議に依り之を定む
へし

第十三章 請願

第六十二條 各議院に呈出する人民の請願書は議員の紹介に依り議院之を受取るへ
し

第六十三條 請願書は各議院に於て請願委員に付し之を審査せしむ

請願委員請願書を以て規程に合はずと認むるときは議長は紹介の議員を経て之を
却下すへし

第六十四條 請願委員は請願文書表を作り其の要領を録し毎週一回議院に報告すへ
し

請願委員特別の報告に依れる要求又は議員三十人以上の要求あるときは各議院は
其の請願事件を會議に付すへし

第六十五條 各議院に於て請願の採擇すべきことを議決したるときは意見書を附し
其の請願書を政府に送付し事宜に依り報告を求むるよとを得

第六十六條 法律に依り法人と認められたる者を除く外總代の名義を以てする請願
は各議院之を受くるよとを得す

第六十七條 各議院は憲法を變更するの請願を受くるよとを得す

第六十八條 請願書は總て哀願の體式を用らへし若請願の名義に依らば若くは其の
體式に違ふものは各議院之を受くるよとを得す

第六十九條 請願書にして皇室に對し不敬の語を用る政府又は議院に對し侮辱の語
を用るものは各議院之を受くるよとを得す

第七十條 各議院は司法及行政裁判に干預するの請願を受くるよとを得す

第七十一條 各議院は各別に請願を受け相互に干預せず

第十四章 議院と人民及官廳地方議會との關係

第七十二條 各議院は人民に向て告示を發することを得ず

第七十三條 各議院は審査の爲に人民を召喚し及議員を派出することを得ず

第七十四條 各議院より審査の爲に政府に向て必要なる報告又は文書を求むるときは政府は秘密に渉るものを除く外其の求に應ずへし

第七十五條 各議院は國務大臣及政府委員の外他の官廳及地方議會に向て照會往復することを得ず

第十五章 退職及議員資格の異議

第七十六條 衆議院の議員にして貴族院議員に任せられ又は法律に依り議員たることを得ざる職務に任せられたるときは退職者とす

第七十七條 衆議院の議員にして選挙法に記載したる被選の資格を失ひたるときは

退職者とす

第七十八條 衆議院に於て議員の資格に異議を生じたるときは特に委員を設け時日を期し之を審査せしめ其の報告を待て之を議決すへし

第七十九條 裁判所に於て常選訴訟の裁判手續を爲したるものは衆議院に於て同一事件に付審査することを得ず

第八十條 議員其の資格なきことを證明せらるるに至るまでは議院に於て位列及發言の權を失はず但し自身の資格審査に關る會議に對しては辯明することを得るも其の表決に預かることを得ず

第十六章 請暇辭職及補闕

第八十一條 各議院の議長は一週間に超るる議員の請暇を許可することを得其の一週間を超ゆるものは議院に於て之を許可す期限なきものは之を許可することを

得ず

第八十二條 各議院の議員は正當の理由を以て議長に届出ずして會議又は委員會に
闕席することを得ず

第八十三條 衆議院は議員の辭職を許可することを得

第八十四條 何等の事由に拘らず衆議院議員に闕員を生じたるときは議長より内務
大臣お通牒し補闕選舉を求むべし

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其の紀律を保持せんか爲内務警察の權は此の法律及各議
院に於て定むる所の規則に従ひ議長之を施行す

第八十六條 各議院に於て要する所の警察官吏は政府之を派出し議長の指揮を受け
しむ

第八十七條 會議中議員此の法律若は議事規則に違ひ其の他議場の秩序を紊るるとき
は議長は之を警戒し又は制止し又は發言を取消ししむ命に従はざるるときは議長は

當日の會議を終るまで發言を禁止し又は議場の外に退去せしむることを得

第八十八條 議場騷擾にして整理し難きときは議長は當日の會議を中止し又は之を
閉つることを得

第八十九條 傍聽人議場の妨害を爲す者あるときは議長は之を退場せしめ必要なる
場合に於ては之を警察官廳に引渡さしむることを得

傍聽席騷擾なるときは議長は繼ての傍聽人を退場せしむることを得

第九十條 議場の秩序を紊る者あるときは國務大臣政府委員及議員は議長の注意
を喚起することを得

第九十一條 各議院に於て皇室に對し不敬の言語論說を爲すことを得ず

第九十二條 各議院に於て無禮の語を用ゐることを得ず及他人の身上に涉り言論す
ることを得ず

第九十三條 議院又は委員會に於て誹毀侮辱を被りたる議員は之を議院に訴へて處

分を求むべし私に相報復することを得ず

第十八章 懲罰

第九十四條 各議院は其の議員に對し懲罰の權を有す

第九十五條 各議院に於て懲罰事犯を審査する爲に懲罰委員を設く

懲罰事犯あるときは議長は先づ之を委員に付し審査せしめ議院の議を経て之を宣告す

各委員會又は各部に於て懲罰事犯あるときは委員長又は部長之を議長に報告し處分を求むべし

第九十六條 懲罰は左の如し

- 一 公開したる議場に於て譴責す
- 二 公開したる議場に於て適當の謝辭を表せしむ
- 三 一定の時間出席を停止す

四 除名

衆議院に於て除名は出席議員三分の二以上の多數を以て之を決すべし

第九十七條 衆議院は除名の議員再選に當る者を拒むことを得ず

第九十八條 議員は二十人以上の賛成を以て懲罰の動議を爲すことを得懲罰の動議は事犯ありし後三日以内之を爲すべし

第九十九條 議員正當の理由なくして勅諭に指定したる期日後一週間内に召集に應せざるに由り又は正當の理由なくして會議又は委員會に出席するに由り若は請暇の期限を過ぎたるに由り議長より特に招状を發し其の招状を受けたる後一週間内に仍故なく出席せざる者は貴族院に於ては其の出席を停止し上奏して勅裁を請ふべく衆議院に於ては之を除名すべし

朕樞密顧問の諮詢を経て衆議院議員選舉法及附録を裁可し之を公布せしむ併せて帝國議會を召集するの年より本法に依り選舉を施行せしむべきことを命す

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 子爵森有禮
- 逓信大臣 子爵榎本武揚

法律第三號

衆議院議員撰擧法

第一章 選舉區畫

第一條 衆議院の議員は各府縣の選舉區に於て之を選舉せしむ其の選舉區及各選舉區に於て選舉すべき定員は此の法律の附録を以て之を定む

第二條 府縣知事は其の府縣の選舉區の選舉を監督す

一 選舉區の選舉は郡長又は市長其の選舉長となり之を管理す

第三條 一 選舉區にして敷郡市に涉るときは府縣知事は其の郡長又は市長の一人を命し選舉長たらしむへし

第四條 一 市の域内に於て數選舉區あるときは府縣知事は區長をして其の選舉長たらしむへし

第五條 選舉に關する費用は地方税を以て支辨すへし

第二章 選挙人の資格

第六條 選挙人は左の資格を備ふることを要す

第一 日本臣民の男子にして年齢満二十五歳以上の者

第二 選挙人名簿調製の期日より前満一年以上其の府縣内に於て本籍を定め住居し仍引續き住居する者

第三 選挙人名簿調製の期日より前満一年以上其の府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者

但し所得稅に付ては人名簿調製の期日より前満三年以上之を納め仍引續き納むる者に限る

第七條 家督に由り財産を相續したる者は其の財産に付前財産主の納稅額を以て其の納稅資格に算入す

第三章 被選人の資格

第八條 被選人たることを得る者は日本臣民の男子満三十歳以上にして選挙人名簿調製の期日より前満一年以上其の選挙府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者たるへし

但し所得稅に付ては人名簿調製の期日より前満三年以上之を納め仍引續き納むる者に限る

第九條 官内官裁判官會計検査官收稅官及警察官は被選人たることを得ず

前項の外の官吏は其の職務に妨げざる限は議員と相兼ねることを得

第十條 府縣及郡の官吏は其の管轄區域内に於て被選人たることを得ず

第十一條 選挙の管理に關係する市町村の吏員は其の選挙區に於て被選人たることを得ず

第十二條 神官及諸宗の僧侶又は教師は被選人たることを得ず

第十三條 府縣會の議員おして衆議院の議員に選挙せられ當選を承諾したるときは

其の前職を辭すへきものとす

第四章

選舉人及被選人に通する規定

第十四條 左の項の一に觸ると者は選舉人及被選人たることを得ず

一 瘋癲白癡の者

二 身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者

三 公權を剝奪せられたる者又は停止中の者

四 禁錮の刑に處せられ滿期の後又は赦免の後滿三年を経ざる者

五 舊法に依り一年以上の懲役若しくは國事犯禁獄の刑に處せられ滿期の後又は赦免の後滿三年を経ざる者

六 賭博犯に由り廢刑を受け滿期の後又は赦免の後滿三年を経ざる者

七 選舉に關する犯罪に由り選舉權及被選舉權の停止中の者

第十五條 陸海軍軍人は現役中選舉權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず其

の休職停職に在る者亦同し

第十六條 華族の當主は衆議院議員の選舉人及被選人たることを得ず

第十七條 刑事の訴を受け拘留又は保釋中に在る者は其の裁判確定に至るまで選舉權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず

第五章 選舉人名簿

第十八條 選舉長は毎年四月一日を期とし各町村長をして一の投票區域内に於て

選舉資格を有する者を調査し人名簿二本を調製し同月二十日までに其の一本を差

出さしむへし

第十九條 市に於ては左の方法に依り選舉人名簿を調製すへし

第一 一市又は市内の一區を以て一選舉區と爲したる場合に於ては選舉長其の

に納税地を記載すへし

選舉人名簿は選舉人の姓名官位職業身分住所生年月納むる所の直接國稅の總額並

に納税地を記載すへし

第十九條 市に於ては左の方法に依り選舉人名簿を調製すへし

第一 一市又は市内の一區を以て一選舉區と爲したる場合に於ては選舉長其の

人名簿を調製すべし

第二 市内のある數區を合して一選舉區と爲したる場合に於ては各區長をして其の區内の人名簿を調製し選舉長に差出さしむべし

第三 郡市を合して一選舉區と爲したる場合に於て郡長其の選舉長となりたるときは市長をして其の人名簿を調製し之を差出さしむべし

第四 第三の場合に於て市長其の選舉長となりたるときは市長其の市内の人名簿を調製すべし

第二十條 選舉人其の住居する投票區域の外に於て直接國税を納むるときは納税地の町村長又は市長若は區長の證狀を得て選舉人名簿調製の期日までに其の投票を管理する町村長又は市長若は區長に差出すべし

第二十一條 選舉長は各町村長又は市長若は區長より差出したる選舉人名簿を合し一選舉區を以て一冊とし選舉管理の郡役所又は市役所若は區役所に備置き其の

副本を府縣知事に送致すべし

第二十二條 選舉長は毎年五月五日より十五日間一選舉區選舉人名簿の寫を其の選舉管理の郡役所又は市役所若は區役所に於て縦覽せしむべし

第二十三條 凡て選舉資格ある者選舉人名簿に於て人名の脱漏又は誤載あることを發見したるときは其理由書及證憑を具へて縦覽期限内に選舉長に申立て其の改正を求むるを得

縦覽期限を経過したる後前項の申立を爲すも其の効なし

第二十四條 選舉長に於て脱漏の申立を受けたるときは其の理由及證憑を審査し申立を受けたる日より二十日以内に之を判定すべし若し其申立を以て正當なりと判定したるときは直に其の人名を記載し其の由を當人所在地の町村長又は市長若は區長に通知し併せて選舉區内に告示すべし

第二十五條 選舉長に於て誤載の申立を受けたるときは其の理由及證憑を審査し必

要なる場合に於ては申立人又は被告人を召喚審問し申立を受けたる日より二十日以内に之を判定し若し若誤載なりと判定したるときは直に之を削除し其の由を被告人所在地の町村長又の市長若は區長に通知し併せて選挙区内に告示すへし

第二十六條 申立人又は被告人に於て選挙長の判定に服せざるときは選挙長を被告とし判定の日より七日以内に始審裁判所に出訴することを得

第二十七條 始審裁判所に於て前條の訴訟を受取りたるときは他の訴訟の順序を拘らず速に其の裁判を爲すへし

第二十八條 前條に於ける始審裁判所の裁判の控訴することを許さず但し大審院に上告することを得

第二十九條 選挙人名簿は六月十五日を以て確定期限とし次年の調製の日まで之を撤置くへし但し裁判言渡書に依り改正すへきものは選挙長に於て其の言渡書を受取りたる時より二十四時間内に之を改正し其の由を申立人又は被告人所在地の町

村長又は市長若は區長に通知し併せて選挙区内に告示しへし

第六章 選挙の期日及投票所

第三十條 選挙の投票は通常七月一日に之を行ふ但し衆議院解散を命せられたるときは勅令を以て臨時選挙の期日と定め少くとも三十日以前公布すへし

第三十一條 投票所は町村役場又は町村長の指定したる場所に於て之を設け町村長之を管理す

第三十二條 一町村に於て選挙人少数にして一の投票所を設くるに足らざるときは数町村を合併することを得

此の場合に於ては郡長は府縣知事の認可を経て合併の町村及投票所並に投票所管理の町村長を指定すへし

第三十三條 町村長は其の管理する投票区域内に於ける選挙人中より立會人二名以上五名以下を定め遅くとも選挙の期日より三日以前に之を本人に通知し選挙の當

日投票所に参會せしむへし

立會人は正當の事故なくして其の職を辭することを得ず

第七章 投票

第三十四條 投票は午前七時に始め午後六時に終る

第三十五條 投票函は二重の蓋を造り二種の鑰を設け其の一は町村長之を管守し其の一は立會人之を管守しへし

第三十六條 町村長は投票の初に當り立會人と共に参會したる選舉人の面前に於て投票函を開き其の空虚なることを示すへし

第三十七條 選舉人の選舉の當日日本人自ら投票所に至り選舉人名簿の對照を経て投票すへし

第三十八條 投票用紙は各府縣各々一定の式を用る選舉の當日投票に於て町村長より之を各選舉人に交付すへし

選舉人は投票所に於て投票用紙に被選人の姓名を記載し次に自己の姓名住所を記載して捺印すへし

第三十九條 選舉人にして文字を書すること能はざる由を申立つるときは町村長は吏員をして代書せしめ之を本人に讀み聞かせ捺印投票せしめ其の由を投票明細書に記載しへし

第四十條 二人以上の議員を選舉すべき選挙區に於ては連名投票を用うへし

第四十一條 選舉人名簿に記載せられたる者の外投票することを得ず但し選舉人名簿に記載せらるべき裁判官渡書を所持し選舉の當日投票所に至る者あるときは町村長は投票用紙を交付し投票せしめ其の由を投票明細書に記載すへし

第四十二條 投票終るの時期に至りたるときは町村長は其の由を告げ投票函を閉鎖すへし投票函閉鎖の後には總て投票することを許さず

第四十三條 町村長は投票明細書を作り投票に關る一切の事項を記載し立會人と共

に署名すへし

第四十四條 町村長は一名又は数名の立會人と共に投票の翌日投票函及投票明細書を併せて選挙管理の郡役所又は市役所若は區役所に送致すへし

第四十五條 一選挙區内に於る島嶼にして前條の期限内に投票函を送致すること能はざる情況あるときは府縣知事は人名簿確定の日より選挙の期日までの間、於て適宜に其の投票の期日を定め選挙會の期日までに其の投票函を送致せしむることを得

第八章 選挙會

第四十六條 選挙會は選挙管理の郡役所又は市役所若は區役所に於て之を開く

第四十七條 選挙長は各投票所より參會したる立會人の中より抽籤を以て選挙委員三名以上七名以下を定むへし

第四十八條 選挙長は投票函送達の日選挙委員立會の上各投票函を開き投票の總

數と投票人の總數とを計算すへし若投票と投票人との總數に差異を生じたるときは其の由を選挙明細書に記載すへし

第四十九條 總數の計算を終りたるときは選挙長は選挙委員と共に投票を點檢しへし

第五十條 各選挙區の選挙人は其の選挙會に參觀を求むることを得

第五十一條 左に掲ぐる投票は無効とす

- 一 選挙人名簿に記載なき者の投票但し裁判言渡書を所持したるに依り投票したる者ハ此の限に在らず
- 二 成規の用紙を用ゐざるもの
- 三 選挙人自己の姓名を記載せざるもの
- 四 資格なき被選人の姓名を記載するもの但し連名投票に列記する人員中資格ある者に付ては其の効あるものとす

五 誤字又は汚染塗抹毀損に依り記載する所の選舉人又は被選人の姓名を認知すへからざるもの但し通常の假名字を用ゐる又は誤字に係るも明に其の姓名を認知するよとを得るものは此限に在らず

六 第三十八條第二項に規定したる外他の文字を記載したるもの但し被選人の指名を誤らざる爲に其の官位職業身分住所を附記し又は敬稱を用ゐたるものは此の限に在らず

第五十二條 投票効力の有無に付疑義あるときは選舉委員の意見を聞き選舉長之を決定す此の決定に對しては選舉會場に於て異議を申立つることを得ず

第五十三條 無効の投票は抹線を加へ其の由を選舉明細書に記載し一箇年間保存し期限を經過したる後之を燒棄すべし

第五十四條 一投票にして其の選舉すべき定員より多き被選人の姓名を記載したるときは其の定員に超ゐたる人名を末尾より附却すべし

連名投票にして其の選舉すべき定員に足らざるときは現に記載したる者のみを計算すべし但し一人の姓名を複記したる者は一人として之を計算すべし

第五十五條 投票は六十日間郡役所又は市役所若は區役所に保存し期限を經過したる後之を燒棄すべし

第五十六條 選舉に關り訴訟又は告訴告發あるときは第五十三條第五十五條の期限を經過するも裁判確定に至るまで其の投票を保存すべし

第五十七條 選舉長は選舉明細書を作り選舉點檢に關る一切の事項を記載し選舉委員と共に署名し之を保存すべし

第九章 當選人

第五十八條 投票總數の最多數を得たる者は之を當選人とす

投票同數なるときは生年月の長者を以て當選人とす同年月なるときは抽籤を以て之を定むべし

第五十九條 當選人定まりたるときは選挙長は直に其の姓名及投票の数を府縣知事に届出へし

第六十條 府縣知事前條の届出を受けたるときは各當選人に通知し其の姓名を管内に告示すへし

第六十一條 當選人當選の通知を受けたるときは其の當選を承諾するや否を府縣知事に届出へし

第六十二條 一人にして數選挙區の當選人となりたる者當選の通知を受けたるときは何れの選挙區の當選を承諾する旨を府縣知事に届出へし

第六十三條 當選人其の府縣内に在る者は十日以内其の府縣外に在る者は二十日以内に當選承諾の届出を爲さるときは其の當選を辭したるものと見做すへし

第六十四條 當選人にして其の當選を辭し又は期限内に其の當選の承諾を届出さるときは府縣知事は選挙の期日を定め其の選挙長に命し再び選挙を行はしむへし但

し第五十八條第二項の場合に於て抽籤に依り當選を得たる者其の當選を辭し又は其の承諾を届出さるときは抽籤に依り當選を失ひたる者を以て當選人と定むへし
第六十五條 各選挙區の當選人確定したるときは府縣知事は當選證書を付與し及管内に告示し並に當選人の資格を録して内務大臣に具申すへし

第十章 議員の任期及補選

第六十六條 議員の任期は四箇年とす但し任期を終りたる後仍選挙に應ずることを得

第六十七條 議員の欠員あるに由り内務大臣より補選を開くへき旨を命せられたるときは府縣知事は其の命を受けたる日より二十日以内に欠員の選挙區に限り

臨時選挙を行ひ補選議員を選挙せしむへし
第六十八條 補選議員の任期は前議員の任期に依る

第十一章 投票所取締

第六十九條 投票管理の町村長は投票所の秩序を保持し必要なる場合に於ては警察官吏の處分に付することを得

第七十條 凡て戎器又は兇器を携帯する者は投票所に入ることを許さず

第七十一條 選挙人に非ざる者は投票所に入ることを許さず

第七十二條 投票所に於ては一切の演説討論及喧嘩に涉り又は他人の投票を勧誘することを禁ず

第七十三條 投票所に於て秩序を紊る者あるときは町村長は之を警戒し其の命に従はざるときは之を投票所の外に退出せしむべし

第七十四條 投票所の外に退出せしめたる者は犯罪者を除く外其の投票を爲さしむる爲に再び投票所の内に呼入るゝことを得

第七十五條 投票所に參會したる選挙人にして刑法又は此の法律の罰則を犯したる者は投票することを禁し其の姓名事由を投票明細書に記載すべし

第七十六條 投票に關する異議の申立に付町村長の決定に對しては投票所に於て不服を申立ゝることを得ず

第七十七條 選挙管理の郡役所又は市役所若は區役所に於て選挙會の參觀を求むる者は總て第六十九條より第七十三條に至るまでの例に照し選挙長之を處分すべし

第十二章 當選訴訟

第七十八條 各選挙區に於て當選を失ひたる者當選人の當選を無効とするの理由ありと認むるときは當選人を被告とし第六十五條に掲げたる當選人の姓名告示の日より三十日以内に控訴院に訴出することを得
其の期限を経過したる後訴出するも其の効なし

第七十九條 原告人は訴訟状と共に保證金として金三百圓又ハ之に相當する公債證書を控訴院書記局に預置くべし

第八十條 原告人敗訴の場合に於て裁判言渡の日より七日以内に一切の裁判費用

を納完せざるるときは保證金より之を控除し仍足らざるるときは之を追徴すへし

第八十一條 同一の當選人に對し二人以上の原告人訴訟を爲したるときは控訴院は

一の裁判言渡書を以て各訴訟人に宣告するよきを得

第八十二條 審判中衆議院解散の命あるときは控訴院は其の訴訟を棄却すへし

第八十三條 原告人訴訟を願下くるときは同時に其の由を新聞紙又は其の他の方法

を以て公告すへし

第八十四條 控訴院は當選訴訟を審判するに當り本訴に關係する刑法又は此の法律

の犯罪者に對し直に處刑の言渡を爲すことを得但し此の場合に於ては檢察官をし

て立會はしむへし

當選訴訟に關係せざる場合に於ける此の法律の犯罪者は所轄刑事裁判所に於て之

を裁判す

第八十五條 控訴院に於て當選訴訟を判定したるときは其の裁判言渡書の謄本を内

務大臣に送付すへし若衆議院開會するときは併せて之を議長に送付すへし

第八十六條 當選訴訟に付控訴院の裁判に對しては大審院に上告することを得

第八十七條 訴訟の目的たる當選人は其の裁判確定に至るまで衆議院に列席するの

權を失はず

第八十八條 當選訴訟に付本章に規定したるものゝ外總て普通の訴訟手續に依る

第十三章 罰則

第八十九條 納税額年齢住所及其の他選舉資格に必要な事項を詐稱し選舉人名簿

に記載せられたる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第九十條 投票を得又は他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を爲すことを抑

止むるの目的を以て直接又は間接に金錢物品手形若は公私の職務を選舉人に授與

し又は授與することを約束したる者は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

其の授與又は約束を受けたる者亦同し

第九十一條 直接又は間接に金錢物品手形若は公私の職務を選舉人は授與し又は授與することを約束して投票を得又は他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を爲すことを抑止したる者は刑法第二百三十四條の例を以て論ず

其の授與又は約束を受け投票を爲し又は投票を爲さざる者亦同し

第九十二條 投票を得又ハ他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を爲すよとを抑止するの目的を以て選舉人に暴行を加へたる者は一月以上六月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十三條 選舉人に暴行を加へて投票を得又は他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を爲すよとを抑止したる者は三月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第九十四條 選舉人を強逼し又は投票所若は選舉會場を騷擾し又は投票函を抑留毀壞若は劫奪するの目的を以て多衆を嘯聚たる者は六月以上二年以下の輕禁錮

に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其の情を知て嘯聚に應じ勢を助けたる者の十五日以上三月以下の輕禁錮に處し三十圓以上三十圓以下の罰金を附加す

犯罪者戎器又は兇器を携帶したるときは各々本刑に一等を加ふ

第九十五條 選舉の際管理者又ハ立會人に暴行を加へ又は暴行を以て投票所若ハ選舉會場を騷擾し又ハ投票函を抑留毀壞若は劫奪したる者は四月以上四年以下の輕禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

犯罪者戎器又ハ兇器を携帶したるときは各々本刑に一等を加ふ

第九十六條 多衆を嘯聚して前條の罪を犯したる者は重禁獄に處す

其の情を知て嘯聚に應じ勢を助けたる者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す

犯罪者戎器又ハ兇器を携帶したるときは各々本刑に一等を加ふ

第九十七條 演說又は新聞紙若は其の他の文書を以て人を教唆し前三條の罪を犯す

したる者は刑法第五條の例に依る其の教唆の効なき者も仍本刑に二等又は三等を減し處断す

第九十八條 戎器又は兇器を携帯して投票所若は選挙會場に入りたる者は三十圓以上三十圓以下の罰金に處す

第九十九條 當選人に於て第八十九條より第九十八條に至るまでの刑に處せられたるときは其の當選は無効とす

第一百條 他人の姓名を詐稱して投票を爲したる者及第十四條に依り選挙人たることを得ざる者投票を爲したるときは四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第一百一條 前數條の罪を犯し禁錮以上の刑に處せられ又は再び罰金の刑に處せられたる者は三年以上七年以下選挙權及被選挙權を停止す

第一百二條 立會人正當の事故なくして此の法律に規定したる義務を缺くときは五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第一百三條 本章に規定したる罰則の外刑法に正條あるものは各々其の條に依り重きに從て處断す

第一百四條 凡て選挙に關る犯罪は六箇月を以て期滿免除とす

第一百五條 此の罰則は第十一章の各條と共に投票所及選挙會場に貼示すへし

第十四章 補則

第一百六條 市に於ては一市に一の投票所を設け此の法律に規定したる投票及選挙の管理は市長兼て之を掌るへし

第四條の場合に於ては一選挙區に一の投票所を設け此の法律に規定したる投票及選挙の管理は區長兼て之を掌るへし

第一百七條 前條の場合に於ては市長又は區長は其の管理する選挙區内に於ける選挙人中より立會人三名以上七名以下を定め進くも選挙の期日より三日以前に之を本人に通知し選挙の當日選挙管理の市役所又は區役所に參會せしむへし

立會人は投票に立會ひ併せて投票を點檢すへし
 此の場合に於ける選舉明細書は併せて投票の事項を記載すへし
 第百八條 島司を置く地方に於ては此の法律の規定したる選舉長の職務の島司之を掌るへし

第百九條 町村制を遷行せざる町村に於ては此の法律に規定したる町村長の職務は百長之を掌るへし

第百十條 選舉人名簿調製の初年に限り所得税法施行以來第六條第八條に規定したる納税額を引續き納了したる者の其の納税資格の期限に充めるものと見做すへし

第百十一條 北海道沖繩縣及小笠原島に於ては將來一般の地方制度を遷行するの時に至るまで此の法律を施行せず

衆議院議員選舉法附錄

東京府

議員總數十二人

第一區	麴町區	一人
第二區	赤坂區	一人
第三區	芝區	一人
第四區	京橋區	一人
第五區	日本橋區	一人
第六區	本所區	一人
第七區	深川區	一人
第八區	淺草區	一人

第七區	神田區	一人
第八區	下谷區	一人
第九區	小石川區	一人
第十區	牛込區	一人
第十一區	四谷區	一人
第十二區	東多摩區	一人
第十三區	南豐島區	一人
第十四區	北豐島區	一人
第十五區	南葛飾區	一人
第十六區	南足立區	一人
第十七區	荏原區	一人
第十八區	伊豆七島區	一人

京都府

區一第	區二第	區三第	區四第	區五第
上京區	下京區	愛宕野郡 葛城郡 紀伊郡	宇治郡 久世郡 相樂郡 綴喜郡	南桑田郡 北桑田郡 船井郡 天鹿郡 何鹿郡
一人	一人	一人	一人	二人

議員總數七人

區六第	區七第	區八第	區九第
交野郡 讚良郡 河內郡 若安郡 高石郡 石川郡 八上郡 古市郡 安宿郡 錦南部郡 丹波郡 志紀郡 丹波郡 大漣郡	大漣郡	大漣郡 大漣郡 大漣郡	南根郡 日南郡
一人	一人	一人	一人

百十四

區六第	區一第	區二第	區三第	區四第	區五第
加佐郡 與謝郡 中野郡 竹野郡 熊野郡	西區	東區 北區	南區	西區 東區 住吉郡 島上郡 島下郡 豐島郡 能勢郡	島上郡 島下郡 豐島郡 能勢郡
一人	一人	一人	一人	二人	一人

大坂府

議員總數十人

神奈川縣

議員總數七人

區一第	區二第	區三第	區四第	區五第	區六第
橫濱區	久良岐郡 橋本郡 都筑郡	南多摩郡 西多摩郡 北多摩郡	三浦郡 鎌倉郡	高座郡 愛甲郡 津久井郡	大住郡 海老名郡 足柄上郡 足柄下郡
一人	一人	二人	一人	一人	一人

兵庫縣

區一第	區二第	區三第	區四第	區五第	區六第
神戶區	武庫原郡 有馬郡 川邊郡	多紀郡 冰上郡	八石郡 明石郡 美作郡	加古郡 加南郡 印南郡	加東郡 加西郡 多加郡
一人	一人	一人	一人	一人	一人

議員總數十二人

長崎縣

區一第	區二第	區三第	區四第	區五第	區六第
長崎區 西彼杵郡	東彼杵郡 北高來郡	南高來郡	北松浦郡 壹岐郡 石田郡	南松浦郡	上縣郡 下縣郡
二人	一人	一人	一人	一人	一人

議員總數七人

百十六

區七第	區八第	區九第	區十第
飾西郡 飾東郡 神西郡 神東郡	揖東郡 揖西郡 赤穂郡 佐用郡 宍粟郡	美含郡 美多郡 石美郡 七美郡 二方郡 養父郡 朝來郡	津原郡 三原郡
一人	二人	二人	一人

議員總數十三人

新潟縣

區一第	區二第	區三第	區四第	區五第	區六第	區七第
新潟區 西蒲原郡	北蒲原郡 東蒲原郡 船原郡	中蒲原郡	南蒲原郡	古志郡 三島郡	刈羽郡	北魚沼郡 南魚沼郡 中魚沼郡 東頸城郡
一人	二人	一人	一人	二人	一人	二人

百十七

區九第	區八第	區一第	區二第	區三第	區四第	議員總數八人
羽加雜	西中	新北	比橫高	中北南	男榛番	
茂茂太	頸頸	足立	企見麗	葛葛玉	衾澤羅	
郡郡郡	城城	郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	
一	二	一	二	二	二	
人	人	人	人	人	人	

區五第	區一第	區二第	區三第	區四第	議員總數五人
秩那賀	東南	邑山新	南多絲	吾片西	
父珂美	勢群	樂田田	胡野波	妻岡馬	
郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	
一	一	一	一	一	
人	人	人	人	人	

區五第	區一第	區二第	區三第	區四第	區五第	區六第	議員總數九人
北甘樂	市千	東葛飾	南相馬	香取	海環	長上夷	
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	
一	一	二	一	一	一	一	
人	人	人	人	人	人	人	

區八第	區七第	區一第	區二第	區三第	區四第	議員總數八人
長朝半	天周望	東茨城	行鹿嶋	那久多	真茨城	
郡郡郡	郡郡郡	郡	郡	郡	郡	
一	一	二	二	二	一	
人	人	人	人	人	人	

區二第	區一第	愛知縣	區六第	區五第	區四第	區三第
愛知郡	名古屋區		伊賀郡 山田郡 阿拜郡	南牟婁郡 北牟婁郡 英志郡 英志郡 英志郡	多氣郡 飯野郡 飯高郡	朝日郡 員辨郡 桑名郡
一人	一人	議員總數十一人	一人	二人	一人	一人

區九第	區八第	區七第	區六第	區五第	區四第	區三第
東加茂郡 西加茂郡 類加田郡	幡豆郡 碧海郡	知多郡	海西郡 海東郡	中嶋郡	葉栗郡 丹羽郡	西春日井郡 東春日井郡
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

奈良縣	區四第	區三第	區二第	區一第	枋木縣	區六第	區五第
	那須郡 鹽谷郡	梁田郡 足利郡 安蘇郡	寒川郡 下都賀郡 上都賀郡	芳賀郡 河內郡		北相馬郡 河內郡 信太郡	新治郡 筑波郡
議員總數四人	一人	一人	二人	一人	議員總數五人	一人	一人

區二第	區一第	三重縣	區三第	區二第	區一第
河內郡 菟鹿郡 鈴鹿郡	三志郡 安志郡		吉野郡 宇智郡	忍海郡 葛下郡 葛上市郡 高上市郡 十字市郡 宇陀郡	式下郡 式上郡 平群郡 廣瀬郡 山邊郡 添下郡 添上郡
一人	一人	議員總數七人	一人	二人	一人

區一第	區四第	區三第	區二第	區一第	區三第
各方厚	坂伊東西	浦神愛犬	栗野甲	高滋	南西東
務縣見	田香	生崎知上	太洲賀	島賀	南巨八
郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡	郡代代
一	一	二	一	一	一
人	人	人	人	人	人
	議員總數七人			議員總數五人	

區六第	區五第	區四第	區三第	區二第
惠土可加	郡武	山席本池大	中羽上多下海	安不
那岐兒茂	上儀	縣田巢田野	島栗石藝	八破
郡郡郡	郡郡	郡郡郡郡	郡郡郡郡	郡郡
一	一	一	一	一
人	人	人	人	人

區四第	區三第	區二第	區一第	靜岡縣	區一十第	區十第
城佐榛	益志	庵富	有安		八渥	實南北
東野原	津太	原土	波倍		名美	飯設設
郡郡郡	郡郡	郡郡	郡郡		郡郡	郡樂樂
一	一	一	一	議員總數八人	一	一
人	人	人	人		人	人

區二第	區一第	山梨縣	區七第	區六第	區五第
北南東	中北西		駿田君賀那	龜引濱敷長	磐山豐周
都都山	巨巨山		東方澤茂賀	玉佐名知上	田名田智
留留梨	摩摩梨		郡郡郡郡	郡郡郡郡	郡郡郡郡
一	一	議員總數三人	二	一	一
人	人		人	人	人

區四第	區三第	區二第	區一第	福島縣	區五第
河耶大北南	石西東巖田	安安	伊信		本牡桃
沼麻沼	川白白	積遠	達夫		吉鹿生
郡郡郡郡	郡郡郡郡	郡郡	郡郡		郡郡郡
二	二	一	一	議員總數七人	一
人	人	人	人		人

區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	長野縣	區七第
北南	北南東西	始小	下上	更上		吉益大
佐佐	安安筑筑	料縣	高高	水水		城田野
久久	曇曇摩摩	郡郡	井井	內內		郡郡郡
郡郡	郡郡郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	議員總數八人	郡郡
一	二	一	一	一		一
人	人	人	人	人		人

區三第	區二第	區一第	巖手縣	區五第
南西	北南	二紫北南		宇行標檜磐磐菊
閉閉和和	九九	戶波		多方葉葉城前多
伊伊賀賀	郡郡	郡郡		郡郡郡郡郡郡
郡郡郡郡	郡郡郡郡	郡郡郡郡	議員總數五人	一
一	一	一		人
人	人	人		人

區四第	區三第	區二第	區一第	宮城縣	區七第	區六第
登栗	遠玉志加黑	亘伊刈柴	宮名仙		下伊那	諏上伊那
米原	田港田美川	理具田田	城取臺		郡郡	郡郡
郡郡	郡郡郡郡	郡郡郡郡	郡郡區		郡郡	郡郡
一	一	一	一	議員總數五人	一	一
人	人	人	人		人	人

百廿五

百廿四

區一第	石川縣	區四第	區三第	區二第	區一第	福井縣	區四第
石金		敦大遠三	丹今南	阪吉	大足		雄平仙
川澤		賀飯敷方	生立條	井田	野羽		勝鹿北
郡區		郡郡郡	郡郡郡	郡郡	郡郡		郡郡郡
	議員總數六人	一人	一人	一人	一人	議員總數四人	二人
二人		一人	一人	一人	一人		一人

區一第	山形縣	區三第	區二第	區一第	青森縣	區五第	區四第
西東南		西中	南北	三下上東	東西	氣膽江	
村村村		津津	津津	戶北北	磐磐	仙澤刺	
山山山		輕輕	輕輕	郡郡郡	井井	郡郡郡	
郡郡郡	議員總數六人	一人	一人	二人	一人	一人	
二人		一人	一人	二人	一人	一人	

區三第	區二第	區一第	富山縣	區四第	區三第	區二第
射水	下新川	婦上新川		珠鳳	鹿羽河	江能
郡	郡	郡		洲至	島昨北	沼美
郡	郡	郡		郡郡	郡郡	郡郡
一人	一人	二人	議員總數五人	一人	二人	一人
一人	一人	二人		一人	二人	一人

區三第	區二第	區一第	秋田縣	區四第	區三第	區二第
由河	鹿北山	南秋田		北最	東西飽	西南東
利邊	角秋本	郡		村上	田田海	置置賜
郡郡	郡郡郡	郡		山郡	川川郡	賜賜賜
一人	一人	一人	議員總數五人	一人	二人	一人
一人	一人	一人		一人	二人	一人

區六第	區五第	區四第	區三第	區二第
東東西西大真 北南北北庭鳥 條條條條郡郡 郡郡郡郡郡郡	阿哲川上 賀多上房 郡郡郡郡郡郡	後小淺 月田口 郡郡郡郡郡郡	下賀羅都 道陽屋宇 郡郡郡郡郡郡	和盤赤津 氣梨阪高 郡郡郡郡郡郡
一	一	一	一	一
人	人	人	人	人

區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	廣島縣	區七第
加茂郡	三三郡 谿次田郡	山高郡 山宮田郡	佐伯郡	安藝區	廣島縣	久米久米 南北條郡 英田郡 吉野郡 勝北郡 勝南郡
一	一	一	一	二	議員總數十人	一
人	人	人	人	人		人

百廿九

島根縣	區三第	區二第	區一第	島取縣	區四第
意秋島 宇鹿根郡	日會汗 野見入郡	八久河氣高 橋米村多草郡	智八八腹法邑 頭東上井美美郡	島取縣	瀨波郡
一	一	一	一	議員總數三人	一
人	人	人	人		人

區一第	岡山縣	區六第	區五第	區四第	區三第	區二第
見邑上御岡 島久道野山郡	岡山縣	知海穩周 夫土地吉郡	鹿美那 足濃賀郡	邑安邇神 智濃摩郡	出雲門 神門郡	飯石原 大石郡
二	議員總數八人	一	一	一	一	一
人		人	人	人	人	人

百廿八

區一第	香川縣	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	德島縣	郡三第
小山香	三美	板	麻阿名	海那	勝名	東西日	東牟婁	郡
豆田川	好馬	野	植波西	部賀	浦東	牟婁	郡	郡
郡郡郡	郡郡	郡	郡郡郡	郡郡	郡郡	郡	郡	郡
議員總數五人	一	一	一	一	一	議員總數五人	二	
一人	一人	一人	一人	一人	一人		一人	

區一第	山口縣	區九第	區八第	區七第	區六第
佐厚美吉	惠三奴甲神品蘆	安沼深	世御	豐	
波狹爾敷	蘇上可奴石治田	那隈津	羅調	田	
郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡	郡郡郡	郡郡	郡	
議員總數七人	一	一	一	一	
二人	一人	一人	一人	一人	

區二第	區一第	愛媛縣	區五第	區四第	區三第	區二第
周桑越	下伊久野風和温	三豐	那多	阿鴉	三寒大	
布村智	浮穴	野田	珂度	野足	木川內	
郡郡郡	郡郡郡郡郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡郡	
議員總數七人	二	一	一	一	一	
一人	二人	一人	一人	一人	一人	

區二第	區一第	和歌山縣	區五第	區四第	區三第	區二第
那伊	有海名和	玖	大熊都	豐赤	大見阿	
賀都	田部草	珂	島毛濃	浦間	津島武	
郡郡	郡郡郡區	郡	郡郡郡	郡區	郡郡郡	
議員總數五人	二	一	二	一	二	
一人	二人	一人	二人	一人	二人	

區二第	區一第	大分縣	區八第	區七第	區六第	區五第
北海	大分		上築	田企	三山	下上
海部	郡		毛城	川救	池門	妻妻
郡			郡郡	郡郡	郡郡	郡郡
一	一	議員總數六人	一	一	一	一
人	人		人	人	人	人

區二第	區一第	佐賀縣	區六第	區五第	區四第	區三第
西東	三發		宇下	東西	日玖	直大
松松	根發		佐毛	國國	田珠	入野
浦浦	郡郡		郡郡	郡郡	郡郡	郡郡
一	二	議員總數四人	一	一	一	一
人	人		人	人	人	人

百廿三

區三第	區二第	區一第	高知縣	區六第	區五第	區四第	區三第
安香	吾高	長土		北南	東西	宇新	上喜
藝美	川岡	岡佐		宇宇	宇宇	摩居	浮多
郡郡	郡郡	郡郡		和和	和和	郡郡	穴郡
一	二	一	議員總數四人	一	一	一	一
人	人	人		人	人	人	人

區四第	區三第	區二第	區一第	福岡縣
竹生	山御	穗嘉	夜下	
野葉	本原	波麻	須座	
郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	
一	一	二	一	議員總數九人
人	人	人	人	

百廿三

熊本縣
議員總數八人

區三第	區一第	區二第	區三第	區四第	區五第
藤津郡	熊本區 飽田郡 託麻郡 宇土郡	玉山郡	山鹿郡 山本郡 菊池郡 合志郡 阿蘇郡	上益城郡 下益城郡	八代郡 葦北郡 球磨郡
一人	二人	一人	二人	一人	一人

區二第	區三第	區四第
給黎郡 掛宿郡 穎川郡	日置郡 阿多郡	高城郡 田水郡 南伊佐郡 薩摩郡 甌島郡
一人	一人	一人

宮崎縣
議員總數三人

區六第	區一第	區二第	區三第	區一第
天草郡	宮崎郡 北那珂郡 南那珂郡 兒湯郡	北諸縣郡 西諸縣郡 東諸縣郡	東白杵郡 西白杵郡	鹿兒島縣 鹿兒島郡 大隅郡 北那珂郡 熊毛郡 馭謨郡
一人	一人	一人	一人	一人

區五第	區六第	區七第
菱刈郡 始良郡 桑原郡 西原郡 北伊佐郡	南諸縣郡 南大隅郡 肝屬郡 東贈嶽郡	大島郡
一人	一人	一人

朕ちん樞密顧問しゆみつこもんの諮詢しじゆんを経て會計法けいけいほうを裁可さいかのし之こを公布こふせしむ

御名御璽

明治三十二年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵黑田清隆
樞密院長	伯爵伊藤博文
外務大臣	伯爵大隈重信
海軍大臣	伯爵西郷從道
農商務大臣	伯爵井上馨
司法大臣	伯爵山田顯義
大藏大臣兼内務大臣	伯爵松方正義
陸軍大臣	伯爵大山巖
文部大臣	伯爵森有禮
遞信大臣	伯爵榎本武揚

法律第四號 會計法

第一章 總則

第一條 政府の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日を終る

一會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで悉皆完結すへし

第二條 租税及其他一切の收納を歳入とし一切の經費を歳出とし歳入歳出は總豫算に編入すへし

第三條 各年度に於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すへき經費に充つることを得ず

第四條 各官廳に於ては法律勅令を以て規定したるものと外特別の資金を有することを得ず

第二章 豫算

第五條 歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すへし

第六條 歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部に大別し各部中に於て之を款項に區分すへし

總豫算は帝國議會參考の爲に左の文書を添附すへし

第一 各省の豫定經費要求書但し各項目中各自の明細を記入すへし

第二 其年三月三十一日に終りたる會計年度の歳入歳出現計書

第七條 豫算中に設くへき豫備費は左の二項に分つ

第一 豫備金

第二 豫備金

第一 豫備金は避くへからざる豫算の不足を補ふものとす

第二 豫備金は豫算外に生したる必要の費用に充てるものとす

第八條 豫備金を以て支辨したるものは年度經過後帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す

第九條 毎年度大藏省 証券發行の最高額は帝國議會の協賛を経て之を定む

第三章 收入

第十條 租税及其他の他の歳入は法律命令の規程に従ひ之を徴收すへし

法律命令に依り當該官吏の資格あるものに非ざれば租税を徴收し又は其の他の歳入を收納することを得ず

第四章 支出

第十一條 毎會計年度に於て政府の經費を充める所の定額は其の年度の歳入を以て之を支辨すへし

第十二條 國務大臣は豫算に定めたる目的の外に定額を使用し又は各項の金額を彼此流用することを不得す

國務大臣は其の所管に屬する收入を國庫に納むへし直に之を使用することを不得す
第十三條 國務大臣は其の所管定額を使用する爲に國庫に向ひて仕拂命令を發すへ

し但し別に定むる所の規程に従ひ他の官吏に委任して仕拂命令を發せしむることを得

第十四條 國庫は法律命令に反する仕拂命令に對して仕拂を爲すことを不得す

第十五條 國務大臣は政府に對し正當なる債主若し其の代理人の爲にするに非ざれば仕拂命令を發することを不得す

左の諸項の經費に限り國務大臣は主任の官吏に委任し又は政府の命したる銀行に委任して現金支拂を爲さしむる爲に現金前渡の仕拂命令を發することを不得

第一 國債の元利拂

第二 軍隊軍艦及官船に屬する經費

第三 在外各廳の經費

第四 前項の外總て外國に於て仕拂を爲す經費

第五 運輸通信の不便なる内國の地方に於て仕拂を爲す經費

第六 廳中常用雜費にして一箇年の總費額五百圓に満たざるもの

第七 場所の一定せざる事務所の經費

第八 各廳に於て直接に従事する工事の經費但し一主任官に付三千圓までを限る

第五章 決算

第十六條 會計検査院の検査を経て政府より帝國議會に提出する總決算は總豫算と同一の様式を用ゐる左の事項の計算を明記すへし

歳入の部

歳入豫算額

調定済歳入額

收入済歳入額

收入未済歳入額

歳出の部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

仕拂命令済歳出額

翌年度繰越額

第十七條 前條の總決算には會計検査院の検査報告と俱に左の文書を添附すへし

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

第三 特別會計計算書

第六章 期滿免除

第十八條 政府の負債にして其の仕拂ふべき年度經過後滿五箇年内に債主より支出の請求若は仕拂の請求を爲さざるものは期滿免除として政府の義務を免るるも

のどす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものは各其定むる所に依る

第十九條 政府に納むべき金額にして其の納むべき年度經過後滿五箇年内に上納の告知を受けざるものは其義務を免るゝものどす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものは各々其の定むる所に依る

第七章 歳計剩餘定額繰越豫算外收入及定額戻入

第二十條 各年度に於て歳計に剩餘あるときは其翌年度の歳入に繰入るへし

第二十一條 豫算に於て特に明許したるもの及一年度内に終るべき工事又は製造にして避くべからざる事故の爲に事業を遞延し年度内に其の經費の支出を終らざりしものは之を翌年度に繰越し使用することを得

第二十二條 數年を期して竣功すべき工事製造及其他の事業にして繼續費として總額と定めたるものは毎年度の仕拂殘額を竣功年度まで遞次繰越し使用することを

得

第二十三條 誤拂過渡となりたる金額の返納出納の完結したる年度に屬する收入及其の他一切豫算外の收入は總て現年度の歳入に組入るへし但し法律勅令に依り前金渡 概算渡 繰替 拂を爲したる場合に於ける返納金は各々之を仕拂ひたる經費の定額に戻入るゝことを得

第八章 政府の工事及物件の賣買貸借

第二十四條 法律勅令を以て定めたる場合の外政府の工事又は物件の賣買貸借は總て公告して競争に付すへし但し左の場合に於ては競争を付せず隨意の約定に依ることを得へし

第一 一人又は一會社にて專有する物品を買入れ又は借入るとき

第二 政府の所爲を秘密にすべき場合よ於て命する工事又は物品の賣買貸借を爲すとき

- 第三 非常急遽の際工事又は物品の買入借入を爲すに競争に付する暇なきとき
- 第四 特種の物質又は特別使用の目的あるに由り生産製造の場所又は生産者製造者より直接に物品の買入を要するとき
- 第五 特別の技術家に命するに非されは製造し得へうらざる製造品及機械を買入るとき
- 第六 土地家屋の買入又は借入を爲すに當り其の位置又は構造等に限ある場合
- 第七 五百圓を超ぬる工事又は物品の買入借入の契約を爲すとき
- 第八 見積價格二百圓を超ぬる動産を賣拂ふとき
- 第九 軍艦を買入るとき
- 第十 軍馬を買入るとき
- 第十一 試験の爲に工作製造を命し又は物品を買入るとき
- 第十二 慈善の爲に設立せる教育所の貧民を備役し及其の生産又は製造物品を直接に買入るとき

接し買入るとき

- 第十三 囚徒を備役し又は囚徒の製造物品を直接に買入るとき及政府の設立に係る農工業場より直接に其の生産又は製造物品を買入るとき
- 第十四 政府の設立したる農工業場又は慈善教育に係る各所の生産製造物品及囚徒の製造物品を賣拂ふとき
- 第二十五條 軍艦兵器彈藥を除く外工事製造又は物件買入の爲に前金拂を爲すことを得ず

第九章 出納官吏

- 第二十六條 政府に關する現金若は物品の出納を掌る所の官吏は其の現金若は物品に付一切の責任を負ひ會計検査院の検査判決を受くへし
- 第二十七條 前條の官吏水火盜難又は其の他の事故に由り其の保管する所の現金若は物品を紛失毀損したる場合に於ては其の保管上避け得へうらさりし事實を會計

検査院に證明し責任解除の判決を受くるに非されは其の負擔の責を免るゝことを得ず

第二十八條 現金又は物品の出納を掌るに付身元保證金を納めしむることを要するものは勅令を以て之を定むべし

第二十九條 仕拂命令の職務は現金出納の職務と相兼ねることを得ず

第十章 雜則

第三十條 特別の須要を因り本法に準據し難きものあるときは特別會計を設置することを得

特別會計を設置するは法律を以て之を定むべし

第三十一條 政府は國庫金の取扱を日本銀行に命することを得

第十一章 附則

第三十二條 本法の條項帝國議會に關涉せざるものは明治二十三年四月一日より

施行し其の關涉するものは帝國議會開會の時より施行す

決算に係る條項帝國議會の議定を経たる年度の歳計より施行す

第三十三條 本法の條項と抵觸する法令は各々其の條項施行の日より廢止す

朕大日本帝國憲法の明文に依り樞密顧問の諮詢を経て貴族院令を發布す此の勅令を
實施するの時期は朕が更に命する所に依るへし

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義

陸軍大臣 伯爵大山 巖
文部大臣 子爵森 有禮
逓信大臣 子爵榎本武揚

勅令第十一號

貴族院令

第一條 貴族院は左の議員を以て組織す

- 一 皇族
- 二 公侯爵
- 三 伯子男爵各々其の同爵中より選舉せられたる者
- 四 國家に勳勞あり又は學識ある者より特に勅任せられたる者
- 五 各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者の中より一人

を互選して勅任せられたる者

第二條 皇族の男子成年に達したるときは議席に列す

第三條 公侯爵を有する者滿二十五歳に達したるときは議員たるへし

第四條 伯子男爵を有する者にして滿二十五歳に達し各々其の同爵の選に當りたる者は七箇年の任期を以て議員たるへし其の選舉に關る規則は別に勅令を以て之を

定む

前項議員の數ハ伯子男爵各總數の五分の一を超過すへからず

第五條 國家に勳勞あり又は學識ある滿三十歳以上の男子にして勅任せられたる者は終身議員たるへし

第六條 各府縣に於て滿三十歳以上の男子をして土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者十五人の中より一人を互選し其の選に當り勅任せられたる者は七箇年の任期を以て議員たるへし其の選舉に關る規則は別に勅令を以て之を定む

第七條 國家に勳勞あり又は學識ある者及各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者より勅任せられたる議員は有爵議員の數に超過することを得ず

第八條 貴族院は天皇の諮詢に應へ華族の特權に關る條規を議決す

第九條 貴族院は其の議員の資格及選舉に關る争訟を判決す其の判決に關る規則は貴族院に於て之を議定し上奏して裁可を請ふへし

第十條 議員にして禁錮以上の刑に處せられ又は身代限の處分を受けたる者あるときは勅命を以て之を除名すへし

貴族院に於て懲罰に由り除名すへき者は議長より上奏して勅裁を請ふへし
除名せられたる議員は更に勅許あるに非されは再び議員となることを得ず

第十一條 議長副議長は議員中より七箇年の任期を以て勅任せらるへし
被選議員にして議長又は副議長の任命を受けたるときは議員の任期間其の職に就

くへし

第十二條 此の勅令に定むるもの外は總て議院法の條規に依る

第十三條 將來此の勅令の條項を改正し又は増補するときは貴族院の議決を経へし

版權錄

京都市東洞院三條上ル町

共盛社藏版

明治二十二年四月十六日印刷
全 年四月十七日出版

定價金拾錢

京都府京都市上京區衣棚通夷川上ル
花立町二十四番戶寄留

略解者 伊藤祐紀

發行兼者 村上勘兵衛
同 上京區東洞院通三條上ル
墨華院前之町十番戶

同 上京區御幸町通姉小路上
大文字町八番戶
發行者 藤井孫兵衛

同 下京區寺町通四條上
大文字町十八番戶
田中治兵衛

宝曆金銀錢

